

官報

号外 昭和三十年六月四日

第二十二回 衆議院會議録第二十三号

昭和三十年六月四日(土曜日)

議事日程 第二十二号

昭和三十年六月四日

午後一時開議

一 自作農維持創設資金融通法案

(内閣提出)の趣旨説明

二 恩給法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

三 健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

四 石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明

第一 昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書

第二 昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書

第三 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十五年三月三十日
第三編 衆議院會議録

●本日の会議に付した案件

日本放送協会経営委員会委員の任命について同意を求めるの件

日程第一 昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第二 昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第三 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

自作農維持創設資金融通法案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

午後二時七分閉議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) この際、新たに議席に附かれた議員を紹介いたします。

第二百三十四番、岩手県第一区選出、山本猛夫君。

(山本猛夫君起立)

(拍手)

○議長(益谷秀次君) お語りいたしました。内閣から、日本放送協会経営委員会委員に藤原一君、佐々木長治君及び三輪常次郎君を任命するため、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出がありました。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって同意を与えるに決しました。

第一 昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書

第二 昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書

○議長(益谷秀次君) 日程第一、昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第二、昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員会理事山田長司君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山田長司君登壇〕

○山田長司君 ただいま上程されました昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書、同年度国有財産無償貸付状況総計算書につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書について御説明申し上げます。昭和二十八年年度中に増加しました国有財産は、行政財産三百六十六億千九百九十九円、普通財産四千五百七十六億六千二百九十九円、計四千九百四十二億七千三百九十九円であり、減じたものは、本年度中に減少しました国有財産は、行政財産百三十八億七千九百九十九円、普通財産千三百七十四億九千九百九十九円、計千七百五十三億六千九百九十九円であり、前記の増加額から減少額を差し引きました総額三千四百二十九億千三百九十九円が本年度における本計算書上の国有財産の純増加額でありまして、これを前年度末現在額四千六百六十四億五千四百九十九円に加算いたしました七千五百九十三億六千八百九十九円が本計算書における昭和二十八年年度末現在の国有財産の総額であります。なお、国有財産法第四十一条の規定によつて、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び外国所在の財産のうち三十七億千九百九十九円については、本計算書に掲記することが省略されております。また、昭和二十八年法律第九十四号国有財産法等の一部を改正する法律によつて公共福利用財産という種類が廃止され、新たに公共用財産という種類が設けられたので、本計算書における前者の減は一億四千七百九十九円、後者の昭和二十八年年度末現在額は一億三千六百九十九円となっております。

次に、昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書について、その大要を御説明申し上げます。国有財産法第二十二條及び同條を準用する第十九條及び第二十六條の規定により地方公共団体等に無償で貸し付けてある国有財産の本年における総額は一億一千九百九十九円でありまして、減少した総額は一億五百九十九円であり、差し引き千四百九十九円の純増加となっております。これを前年度末現在額一億七千五百九十九円に加算いたしました一億八千九百九十九円が昭和二十八年年度末現在における無償貸付してある国有財産の総額であります。

昭和二十八年年度国有財産増減及び現在

二四五

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号

新議員の紹介 日本放送協会経営委員会委員の任命について同意を求めるの件 額総計算書外一件

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(第一案)

以上が右二件の大要でありまして、本委員会は五月三十一日政府当局及び会計検査院の説明を聴取し、その後慎重審議いたしました。その詳細につきましては速記録について御承知願いたいと存じます。

以下、委員会における質疑または要望されたおもなる事項を二、三申し上げます。

第一、各省、各庁においてなお活用のできる国有財産を民間等に売却し、他方、政府の所要を満たすために財産を購入する等があり、国有財産の処分、取得等間における連絡を欠き、ためにきわめて不経済な結果を来たしてある事例が見受けられるのであります。その一例として、大蔵省において富士製鉄株式会社と平瀬漁業協同組合等に一括売却した沈没駆逐艦、裂亡については、その後防衛庁において自衛力増強のためにこれを取得しようとしているのであります。大蔵当局は、この売買契約を解除すると説明し、あわせて遺憾の意を表し、今後この種の事項の絶滅を期するとのことでした。この沈没艦の払い下げの当否については、本委員会において今後なお審議を進めることになっておりますことを申し添えておきます。

第二、前に申し述べましたごとく、昭和二十八年年度末における国有財産の現在額は七千五百九十三億六千八百余万円でありますが、その大部分は、再評価されていいために、時価とは大きな開きがあります。その事実には本計算書の価値を少からず減殺しているのがありますから、すみやかに資産の評価いかをとして適正なものにするべきではないかと御懸念がありました。これに対して、政府は、その作業のために昭和三十年年度に所要の予算を積算しているとの答弁がありました。

第三、大蔵省管財局が管理している国有財産中、旧軍用財産は最も重視すべきものであります。特におもなる不動産とかあるいは施設などの転用、売却、貸付等の管理、処分に関する問題については、十分検討して最善を尽さればならないのであります。かの数箇田を投下された四日市燃料廠跡の利用問題のごとき、これ一つを取り上げて、まことに重要な事項であります。したが、当局者のこれに対する態度はいまだにはつきりせず、今なお利用の方針が確立されていないという実情であります。今後この重要な国有財産を管理、処分する上、現在の大蔵省の一部局である管財局関係の機構では十全を期しがたいのではないかと御懸念さへあるので、政府はその必要に応じ機構を充実強化するなどの方途を講じ、国有財産の管理、処分の適切を期すべきであるとの御要望が日本社会党吉田委員より提出され、それに対し自由党山中委員の全面的御賛成があり、全委員またこれに御賛成なさいましたので、本委員会の政府に対する深い要望としてここに御報告申し上げる次第でございます。

次いで、本委員会は、討論を省略し採決の結果、右計算書二件をいずれも是認すべきものと議決した次第であります。以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって両件とも委員長報告の通り決しました。

第三 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(益谷秀次君) 日程第三、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、日程第四、結核予防法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員理事大石武一君。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法の二部を改正する法律
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。
3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいふ。
第三条第三項ただし書中「販売業者を「販売業者(以下「毒物劇物営業者」といふ。)に改め、同条の次の次の一項を加える。
第三条の二 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができるときは、厚生大臣の許可を受けた者(以下「特定毒物研究者」といふ。)でなければ、特定毒物を製造してはならない。
2 毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、特定毒物を輸入してはならない。
3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができるときは、品目に政令で指定する者(以下「特定毒物使用者」といふ。)でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。
4 特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。
5 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。
6 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、
7 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者に特定毒物を譲り渡し、又は同項に規定する者以外の方から特定毒物を譲り受けてはならない。
8 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、特定毒物使用者に対し、その者が使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り渡ししてはならない。
9 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、保健衛生上の危害を防止するため政令で特定毒物について品質、着色又は表示の基準が定められたときは、当該特定毒物については、その基準に適合するものでなければ、これを特定毒物使用者に譲り渡ししてはならない。
10 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。
11 特定毒物使用者は、その使用することができるときは、特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。
第四条の見出しを(「営業の登録」)に改める。
第五条中「適合しない」と認めるとき)の下に「又はその者が第十九条第二項若しくは第三項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないもので

あるときを加え、同条第一号、第二号及び第五号中「劇物が」の下に「飛散し」を加え、同条に次の一号を加える。

六 製造業の登録にあつては、製造所の作業場の構造は、毒物又は劇物が作業場の外に飛散し、漏れ、しみ出、若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれがないものであること。

第六條の次に次の一条を加える。
(特定毒物研究者の許可)

第六條の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、主たる研究所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を出さなければならぬ。

2 厚生大臣は、毒物に關し相當の知識を持ち、かつ、學術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならぬ。

3 厚生大臣は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。

一 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは莫せい剤の中毒者
二 おし、つんぼ、盲又は色盲の者

三 毒物若しくは劇物又は薬事に關する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第十九條第三項の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していない者

第七條第一項中「第四條の登録を受けて、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営む者(以下毒物劇物営業者という。)」を「毒物劇物営業者」に改める。

第八條第二項第二号中「若しくはあへん」を、「あへん若しくは莫せい剤」に、同項第三号中「又は盲」を、「盲又は色盲」に、同項第四号中「感に処せられた者」を「罰金以上の刑に執行を受け、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者は、農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う製造所、営業所又は店舗においてのみ事業管理人となることができる。

5 前二項の規定は、厚生大臣が指定する毒物又は劇物を取り扱う者について準用する。

第九條を次のように改める。
(登録の変更)

第九條 毒物劇物営業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、輸入し、又は販売しようとするときは、あらかじめ、第六條第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

2 第四條第二項及び第三項の規定は、登録の変更について準用する。

第十條に次の二項を加える。
2 特定毒物研究者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。
一 氏名又は住所を変更したとき

3 第一項第三号又は前項第二号の場合において、その届出があつたときは、当該登録又は許可は、その効力を失ふ。

第十一條中「毒物劇物営業者」の下に「及び特定毒物研究者」を加え、同條第一項中「紛失し」の下に「飛散し」を加える。

第十二條第一項及び第三項中「毒物劇物営業者」の下に「及び特定毒物研究者」を加える。

第十五條第二号中若しくは大麻」を、「大麻、あへん若しくは莫せい剤」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(麻薬)
第十五條の二 毒物又は劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならない。第十六條を次のように改める。
第十六條 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令

で、特定毒物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

2 保健衛生上の危害を防止するため特に必要があるときは、政令で、次に掲げる事項を定めることができる。
一 特定毒物が附着している物又は特定毒物を含有する物の取扱に關する技術上の基準
二 特定毒物を含有する物の製造業者又は輸入業者が一定の品質で、又は着色の基準に適合するものでなければ、特定毒物を含有する物を販売し、又は授与してはならない旨

三 特定毒物を含有する物の製造業者、輸入業者又は販売業者が特定毒物を含有する物を販売し、又は授与する場合には、一定の表示をしなければならない旨
第十七條第一項中「毒物劇物営業者」の下に「又は特定毒物研究者」を、「店舗」の下に「研究所」を加える。

第十九條の見出しを「登録の取消等」に、同條第三項中「毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者」を「毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業の登録を受けている者又は特定毒物研究者」に、「その登録を」を「その登録若しくは特定毒物研究者の許可」に、同條第四項中「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者」に改める。

第二十條第一項中「前條第三項を」を「前條第二項又は第三項に」、「毒物劇物営業者」を「毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者」に、同條第二項及び第三項中「毒物劇物営業者を」を「毒物劇物営業者又は特定毒物研究者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、その毒物劇物営業業者若しくは特定毒物研究者又はその代理人が正当の理由がなくして出頭しないときは、聴聞を行わないで前條第二項又は第三項の処分を行うことができる。

第二十一條を次のように改める。
(登録が失効した場合等の措置)
第二十一條 毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失ひ、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者にあつては厚生大臣に、毒物若しくは劇物の販売業者又は特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をしなければならない者については、これらの者がその届出をしなければならぬこととなつた日から起算

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案外一案

して五十日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受については、第三条の二第六項及び第七項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、第三条の二第十項の規定を適用しない。

3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であつた者が前項の期間内に第一項の特定毒物を譲り渡す場合においては、第三条の二第八項及び第九項の規定の適用については、その者は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であるものとみなす。

4 前三項の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者が死亡し、又は法人たるこれらの者が合併によつて消滅した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

第二十二條の見出しを「営業者及び特定毒物研究者以外の者に対する準用」に、同条中「第十二條第一項」を「第十一條」に、「第十七條並びに前条」を「並びに第十七條」に、「毒物劇物営業者」を「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の者が同項で準用する第十一

條の規定に違反していると認めるときは、その者に對し、相當の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

第二十四條第一号中「第三條」を「第三條又は第三條の二」に、同条第二号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第十五條の二の規定に違反した者

第二十四條の次に次の一項を加える。

第二十四條の二 第二十二條第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五條第一号中「第十條第三号」を「第十條第一号第三号又は第二項第二号」に、同条第三号及び第四号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、同条第五号中「第二十一條」を「第二十二條で準用する場合を含む。」に「第二十一條第一項(同条第四項で準用する場合を含む。)」に改める。

第二十六條中「前二條」を「前三條」に改め、同條の次に次の一項を加える。

第二十七條 第十六條の規定に基く政令には、その政令に違反した者を二年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者

又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關してその政令の違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

別表第一第十号中「モノフルオール酢酸」を「モノフルオール酢酸」に改め、同表中第十一号を第十九号とし、第十号の次に次の八号を加える。

十一 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤

十二 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤

十三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十五 エチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十六 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十七 二クロロ一四一メチル一六一ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十八 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤

別表第二第二十号中「クロル酢酸」

を「クロル酢酸」に、同表第四十号中「パラフェニレンチアミン、パラトルイレンチアミン」を「パラフェニレンチアミン、パラトルイレンチアミン」に改め、同表中第五十三号を第五十八号とし、第五十二号の次に次の五号を加える。

五十三 ブロムメチル

五十四 二一四一ジニトロ一六一シクロヘキシルフェニール及びこれを含有する製剤。ただし、二一四一ジニトロ一六一シクロヘキシルフェニール一五以下を含有する製剤を除く。

五十五 ベンタクロルフェニール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ベンタクロルフェニールとして五以下を含有するものを除く。

五十六 二一イソプロピル一四一メチルピリミジル一六一ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

五十七 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五以下を含有するものを除く。

別表第二の次に別表第三として次のように加える。

別表第三

一 四エチル鉛

二 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

五 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

六 二一クロル一四一メチル一六一ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

七 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤

八 前各号に掲げる毒物のほか、これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

附則

1 この法律は、公布の日から起算して五十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に事業管理人の業務に従事している者であつて、この法律の施行前に毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算してこの法律の施行の際まだ三年を経過していないものの事業管理人となる資格については、その者が当該製造所、営業所又は店舗において引き続きその業務に従事する場合に限

り、第八條第二項第四号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「厚生大臣が指定する区域を管轄する」を削り、「その区域内に居住する三十歳未満の者」を「その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

第十三條第一項中「第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者」を「同条第三項の健康診断の受診者のうち三十歳以上の者」に改め、同条第二項中「みなされた者」の下に「(第四條第三項の健康診断の対象者のうち三十歳以上の者を除く。)」を加え、同条第三項中「三

十歳未満の者」を「小学校就学の始期に達しない者」に、「定期の健康診断」を「第四條第一項の健康診断」に改める。

第二十三條第一項中「病院の管理者は、」の下に「結核患者が入院したとき、又はを加える。

第三十七條第一項中「又は市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を、「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔大石武一 君登壇〕
○大石武一君 たいだいま議題となりました毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案及び結核予防法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、毒物、劇物取締法の一部を改正する法律案について、そのおもな点を申し上げますと、第一に、現在、毒物のうち毒性の特に強烈な数種の毒物については、政令でその使用面を一般の毒物よりも強く規制を加えておりますが、現行法では比較的簡単な手続

によって何人も容易に入手することができ、また、保健衛生上不測の危害が発生が避けがたい状態であり、しかもこの種毒物は増加の傾向にありますので、特殊の毒物につきまして、毒物劇物業者等の一定の資格ある者以外に対して、その製造、輸入、使用、譲り渡し、譲り受け、所持等を禁止し、その取扱ひ等について規制しようとするものであります。

第二は、毒物、劇物の廃棄方法につきまして現行法では何らの規制も行われておりませんが、保健衛生の立場より、技術上の基準に従って廃棄方法を行うよう新たな規制を加えようとするものであります。

本改正案は、五月十三日日本委員会に付託せられ、同十七日政府委員より提案理由の説明を聞き、数回にわたり慎重審査を行い、同三十一日質疑を終了して、六月三日、討論を省略し、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案につきまして申し上げますと、現行法においても結核の予防と適正な医療の普及を目的として、はおります。さらにこれらの措置を強化改善するため所要の改正を行おうとするのが、本案の提出理由であります。

本法律案のおもな内容は、第一に、市町村長の行う定期の健康診断の対象者の範囲を拡大し、区域の指定並

びに年齢の制限を撤廃し、小学校就学の始期に達しない者を除くすべての一般住民に拡張しようとするものであります。

第二は、定期の健康診断は従来一律に年一回でありましたが、結核実態調査の結果、一回の健康診断では不十分でありますので、今回対象者の区分に応じ適当な回数を政令で定めようとするものであります。

第三は、病院の管理者に対し、結核患者が入院したときは、所定の事項を保健所長へ届け出る義務を課し、所長が行う家庭訪問指導その他患者対策を一そう強力かつ円滑ならしめようとするものであります。

本法律案は、五月十六日日本委員会に付託せられ、同二十四日政府委員より提案理由の説明を聞き、結核予防対策及び公費負担等について熱心なる質疑が行われましたが、六月二日質疑を終了し、同三日討論を省略して採決に入り、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(益谷秀次君) 日程第五、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委委員長佐藤次郎君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案

第三條の表前大学の項中「医学部」を「医学部」「理学部」に、「工学部」を「工学部」「農学部」に、「同表大阪大学の項中「農学部」を「農学部」に、「同表香川大学の項中「経済学部」を「農学部」に、「同表佐賀大学の項中「教育学部」を「教育学部」に、「同表鹿児島大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改める。

第三條の二第一項中東京大学の項中「群馬大学」「千葉大学」「東京大学」「東京医科歯科大学」を「新瀧大学」に、「橋本大学」を「新瀧大学」に、「九州大学」を「岡山大学」「広島大学」「徳島大学」「九州大学」に改める。
長崎大学
熊本大学

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 自作農維持創設資金融通法案についての河野國務大臣の趣旨説明

第三条の三の表中

福島大学	福島大学経済短期大学部	福島県
福島大学	福島大学経済短期大学部	福島県
茨城大学	茨城大学工業短期大学部	茨城県
茨城大学	茨城大学工業短期大学部	茨城県
静岡大学	静岡大学工業短期大学部	静岡県

静岡大学法経短期大学部
静岡大学工業短期大学部
静岡大学工業短期大学部
静岡大学工業短期大学部
静岡大学工業短期大学部
静岡大学工業短期大学部
静岡大学工業短期大学部
静岡大学工業短期大学部

第四條第一項の表東京大学東京天文台の項中「天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、曆書編製、時の測定、報時及び」を「天文学に関する事項の研究及び天象観測並びに曆書編製、中央標準時の決定及び現示並びに」に、同条第二項の表中

東京大学	宇宙線観測所	長野県
東京大学	宇宙線観測所	長野県
東京大学	原子核研究所	東京都
東京大学	原子核研究所	東京都

宇宙線の観測及び研究
原子核及び素粒子に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の三の改正規定は修業年限及び学年の施行に関し同日から適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔佐藤龍次郎君登壇〕
○佐藤龍次郎君 たいま上程になりました国立学校施設法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会に

学等九つの大学に新たに医学、歯学に関する大学院を開設し、第三には、茨城大学及び静岡大学に夜間の短期大学を併設しようとしております。そのほか、大学設置の研究施設として、東京大学に原子核研究所を新設し、東京天文台の目的の表示を整備する等のことを企てております。
本案は、去る四月二十八日委員会に付託となり、以来、慎重に審議を重ねて参りました。
本委員会の審議に当りましては、一、国立大学の整備充実、二、短期大学の現況と今後のあり方、三、国立大学の夜間学部、四、原子核の研究等について、辻原弘市君、竹尾式君、並木芳雄君、野原健君、平田ヒデ君、米田吉盛君等から非常に熱心な質疑が行われました。その詳細については速記録によって御承知を願いたいと存じますが、そのおもなるものは次の通りであります。
すなわち、原子力の平和利用の発展に協力する問題、濃縮ウラン受け入れ等に関連してその研究の所管について、さらにはまた、国立大学の文理学部について今後のあり方、国立大学を新設した当時に約束した寄付金に関する地元負担の履行状態等について、詳細にわたって検討が加えられたのであります。また、大都市における夜間学部の新設、学芸学部、教育学部等の国立教員養成機関の拡充、運営等に

関しては、政府において各地の実情に即するよう格別に措置すべきであること強く要望された次第でございます。次いで、六月三日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。
右、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

自作農維持創設資金融通法案
(内閣提出)の趣旨説明
○議長(益谷秀次君) 自作農維持創設資金融通法案の趣旨の説明を求めます。農林大臣河野一郎君。
〔河野大臣河野一郎君登壇〕
○國務大臣(河野一郎君) 自作農維持創設資金融通法案の提案理由を御説明申し上げます。
御承知の通り、農地改革の結果といつたしまして、二百万町歩をこえる小作地が自作地となり、四百二十万戸をこえる農家がその宍り渡しを受け、自作農として農業に精進することになったのであります。この農地改革の成果の維持につきましては、現在農地法がその法制的部面を担当しているわけであり

この法律案のおもな内容について御説明申し上げますと、第一に、貸付金といたしまして、農業経営を安定させるため、農地または採草放牧地を取得するのに必要な資金、小作農が小作地または小作採草放牧地を取得するのに必要な資金、農地または採草放牧地の相続による細分化を防止するのに必要な資金、疾病、負傷、災害等のため自作地または自作採草放牧地を維持することが困難な場合にこれらの土地を維持するのに必要な資金の四種類について貸付を行うことといたしました。

第二に、貸付条件につきましては、この資金の性格上、さきに申し上げましたように長期低利とし、年利五分五厘、償還期間は十五年以内といたしました。

第三に、貸付を受けようとする者の適否の認定を都道府県知事が行い、その認定を受ける場合には、農業経営安定計画を作成せしめることといたしました。都道府県の指導及び援助のもとにこの計画を確実に実施することによってその経営を安定せしめ、おのずから償還財源を確保し得るようになり、もって本制度の目的の達成をはかることといたしたのであります。

なお、この法律案の施行に伴い、この法律案に規定する業務を公庫の業務に加えることになし、これに伴い、農林漁業金融公庫法につきまして必要な改正を附則で行うことといたしました。

以上がこの法律案のおもな内容でございますが、何となく慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいませようをお願い申し上げます。

○議長(益谷秀次君) これより、ただいまの趣旨の説明に対する質疑に入ります。平野三郎君。

〔平野三郎君登壇〕

○平野三郎君 私、自由党を代表いたします。ただいま政府から提案されました自作農維持創設資金融通法案に関しまして若干の質問をなさんとするものでござります。

河野農林大臣は、去る選挙中において、農地担保金融を大々的に推進する、それがためには農地銀行を作るのだというふうな大みえを切られ、多年農村の懸案でありました農地担保金融に關し農民に多大の期待を与えられたのであります。われわれもいたしましても、河野大臣があれだけの大言壮語をされる以上は相当のことをなされるであらうと、いささか期待をいたしておったのであります。現に、予算編成当初におきましては、農地銀行法案とか農地担保融資法案を作るといふようになりわさをちらちら耳にいたしたのであります。しかるに、本日御説明を承りますれば、農地銀行の創設はおろ

か、農地担保金融の影は全く姿を消して、自作農維持創設資金融通法案と称し、インチキキまわるごまかし法案と変形して、河野農林大臣の得意中の得意である常套手段とはいながら、例によってまた全国の農民に幻滅の悲哀を与え、鳩山内閣の農民に対する冷酷性と欺瞞性を本質的に遺憾なく暴露するに至っております。(拍手)

本法案によりますれば、農地銀行の創設などという事は形も消えてなくなり、わずかに、農林漁業金融公庫を通じて、それも二十億円というはした金を貸し出すというのであります。全国の農地を四百万町歩と見まして、これを時価かりに一反歩十万円と見ても、実に四兆円の担保価格を持つての農地であります。現に、昭和二十六年の農林省の調査によりまして、五百億円以上の希望があることになっております。これに対しわずかに二十億円というふうなことでお茶にごさうと政府はいたしておりますが、民主党の政綱りなき公約違反の真態は、この面においてもまたボロを出しておるのであります。(拍手)私は、大蔵、農林両大臣に対し、選挙中にあれだけの大口をあなた方はたたかれたことを思い起し、本日かくのごとき情ない法案を出されるという事は、おそろしく普通の人間ならば心中さぞさじくじしたるものがあるべきはずであります。あなた方はどのような御心境にありますが、まずそれを伺いたいのであります。

次に、本法案の内容が農地担保金融と銘を打つにはなはだしきごまかしがあり、私にはとうてい理解することができませんので、いささか本案の基本的性格についてお尋ねを申し上げます。また、本案は農地に対し抵当権を設定することになっておりますが、お

よそ、抵当権は、所有権のように物の実体を直接つかまえるものではなく、担保物が持つていた交換価値だけを目的とし、その交換価値を金銭にかえるために物を支配するところの権利であります。言いかえすならば、抵当権の本質は物的借用であり、抵当権は担保物の価値によって資金の調達を媒介する権利と申すことができるのであります。すなわち、抵当権の性質が、かようなものであるといたします。ならば、農林漁業金融公庫が農地を担保に徴し資金を融通するとき、農地の持つていた交換価値を問題としなければならぬはずでございます。この場合において、政府は農地の持つ担保価格と融資額とはいかなる関連を持つてお考えになっておられますか。現行の特別会計方式におきましては、農地の所有権価格をもつてその評価額とし、これを平均五千円といたしておるのであります。が、もし直接の関連がないとい

たしますならば、抵当権の本質に反すると思ひますが、この点はいかがでございますか。

次に、農地法と本案とは根本的に矛盾するものと思ひます。現行農地法のもとでは、農地担保金融の形式をとるといたしまして、耕作者から耕作権を取り上げて一般市場で売ることにはできない、建前になっております。また、所有権だけを耕作権から分離しても、これまた一般市場で売ることにはできませんから、農地の物的信用力というものはきわめて薄弱なものであります。従つて、農地に物的信用力を与えるために農地法を改正し、現在の一町歩の在村地主の範囲を越えて所有権を耕作権から分離するようになれば、ここに新地主の発生を認めることになり、また農民から耕作権を取り上げることにすれば、農地改革の精神を根本から破壊することになると思ひます。従つて、現段階において、農地法の根本原則を堅持する以上は、農地担保金融制度制定の意義はなはだ少いと思われま

すが、政府はこの点をどのように解釈いたしておりますか。言いかえすならば、農地担保金融制度を完全なものにするためには、この際農地法の大規模改正を必要とするに思ひますので、この点を特に御尋ねを申し上げます。

次に、本制度は政府資金二十億円を供給して実施しようといはしてありますが、かように政府機関が農地金融を行うのでありますから、農地を担保に取る必要が果してありますでしょうか。

次に、本制度は政府資金二十億円を供給して実施しようといはしてありますが、かように政府機関が農地金融を行うのでありますから、農地を担保に取る必要が果してありますでしょうか。

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 自作農維持創設資金融通法案の趣旨説明に対する平野君の質疑

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 自作農維持創設資金融通法案の趣旨説明に対する平野君の質疑

私は、むしろ、いかなる農家に貸し付けるか、言いかえすならば、適格農家の選定ということが問題の中心であると思ふのでございます。現に、本案の題名も、当初の農地担保融資法案から後退して、自作農維持創設資金融通法などというへんでございます。この御説明でも、さういふ趣旨でございまして、かように見ますならば、政府の眞の腹の中は、おそらく、農地担保に重点を置かず、むしろ自作農維持対策がほんとうのねらいのよう思われるのであります。かように考えますと、以上の理由から、抵当権の設定というところは重要ポイントではないと思われまして、この点、政府はどのようにお考えでございませうか。逆に申し上げますれば、農地に抵当権を設定しなければこの種の資金の融通は絶対にできないとお考えになっておられるか。

また、本法案によつて一町歩の農地に対して幾らくの御融通になるのがありますか。伺いますれば、約二十万ないし三十万、こゝういふことではございます。これを十五年賦で償還することになつておる由でありますから、一年間に一万五千元ないし二万円になります。この金額は中農層における農家の経済余剰の約半分に相当する金額であります。この考え方によりますれば、農林漁業金融公庫が農家に資

金を融通するのは、農地の価値そのものを問題にするのではなく、その農家の生産能力あるいは経済的余裕を生み出す能力を問題にしていることになりまふ。それいたしましたならば、農地を担保として金融するという本案の仕組みは単なる見せかけにすぎないものであると断定せざるを得ませんが、政府は一体何を考へて、かかる奇々怪々な法案を御提出になつたのでございませうか。

現に、本法案の第一條を見ましても、本法の目的、それには農地担保に関する字句は全然使用せられておりませぬ。しこうして、農家経営安定のための資金融通であることは明らかになつておられます。また、本資金の融通に当りましても、都道府県知事から農家経営安定計画についての認定を受けるといふことが条件になつておられます。これは、農地担保金融の本来の性格から申しまして、かくのごとき行政庁の認定は全く不要であると言われなければなりません。また、言いかえれば、本制度による融資は農地を抵当とするかいは全く第二義的なものであつて、都道府県知事の認定に重点が置かれねばなりませんし、現にさうなつておられますが、この点に対する政府の明確なるお考え方を伺ひたいのであります。

最後に、本法案を施行した場合において、はなはだしく奇妙なことが起るやうに思われるのであります。すなわち、抵当権の執行については、農地法にもまた本法案中にも何らの規定がありませんから、結局民事訴訟法中の強制執行または簡定法による競売にまかせられておると解せられます。この競売による競売人は、農地法第三條の買受人の資格制限のあることはもちろんであります。買受資格を有する農民の中では最高価格をつけた者に落札することになつておられます。この結果、抵当権の執行により農村の階層分化を促進することになると思ひます。この点はいかがお考えでありますか、お伺ひいたします。

もしまた競売価格の出し出がないときは、農地法第三十三條「競売及び公売の特例」によりまして、競売を申し立てた者、すなわち農林漁業金融公庫が、農林大臣に対し、國がその土地を買い取るべき旨を申し出ることになつておられます。この場合においては、國は、農地法施行令第二條、すなわち五千円の額をこえて農地を買い取ることができませぬ。さういたしますならば、公庫の貸付金額と國の買い取り金額の差額はどのようにして処理するお考えでありますか。また、國がさうに農民にこの土地を売り渡す場合においては、その売り渡し価格は幾らになるのでございませぬか。

要するに、農地担保金融の重要なことは申し上げるまでもありません。けれども、今日さらに重大なることは、従来すでに取り上げられておりましたところの諸種の農林漁業金融政策の充実にあります。しかるに、政府は、本年度において、本法案に提出したることに藉口して、本来農林金融として推進すべき政策を意識的に怠り、しかも、その犠牲の上に政府の取り上げたこの農地担保金融の实体は、以上申述べました農地法の改善に何らの考慮を払ふことなく、絶対に説明のつかない矛盾を内蔵するものであります。全國の農民を無視し、かつ愚弄する河野農政の欺瞞性を端的に露呈するものであると思ひます。大蔵、農林両大臣の率直なる御答弁を求めたいのでございませぬ。

國務大臣(河野一郎君) 平野さんからいろいろとお尋ねでございませぬが、その重要な点についてお答えをいたしまして、なお詳細にわたりましたは委員会におきましてお答え申し上げたいと思ひます。

第一には、農地銀行を作るといふよりなことを言つておたが、どうして変えたのかといふことでは、農地担保金融をいたしますのに、農地銀行のような制度が妥当ではないかといふことを考へたのでございませぬけれども、御承知の通り、あまりに機軸をたくさん作りますことはどうかと考へまして、現在、政府として二十億程度の資金を扱いますには、現在の制度の中においてこれを扱うことの方が資金的に経済である、またいたすに制度を作るといふことも差し控へなければならぬといふことにはいたしました。將來この資金が充実に参りましたらば、もちろん農地銀行等に転換していく必要が起つてくるかと思ひますが、それまでの暫定処置といたしまして、この制度によつて参りたいといふことではございませぬ。

第二には、農地を担保にすることに對していろいろお尋ねでございませぬが、農地を担保にして資金を融通するといふことよりも、むしろか方法のない人たうで、農村の方でせむ資金が必要であるといふ人のために、この制度を考へなければならぬといふことでは、この制度をとつたのでございませぬ。御承知の通り、人的信用において貸し付けるといふことも必要でございませぬ。これはすでに制度といたしまして連帯責任で借りられることもあるのでございませぬ。せつかく自作農創設によつて農地法によりまして取得いたしましたる農地を担保化したしまして、これによつて資金を得て、これで積極的に農家経営の改善をはかることも必要であるといふような御要望が各農村にありますが、御承知の通りであります。従ひまして、ただ農地を担保金融化するといふことだけをいたし

ましては、あとで、お説の通りに、この返還について疑問が起り、返還について不能点が起りまして、そうしていろいろ問題の起ることを差し控えなければなりませんから、この返還計画について十二分の注意を払うというところに制度を加えたわけでございます。

また、この制度が農地法と矛盾しやしないかという点について、だんだん御意見がございましたが、本制度は、経済的に窮いどころの農民の転落を防止するものでありまして、そこに重点を置いておるのでございまして、農地法の精神を維持することに努力をして参るということで御了解をお願いいたします。

また、農地の担保といたしてこれを処分する場合に、現在の農地法では五千円になっておるから、いろいろ矛盾が起つてくるではないかというふうなご心配がございましたが、これらにつきましては、すでに政府におきましても適宜な調査研究を行なっておりまして、これに矛盾の起らないように善処することにしたのでございまして、(拍手)

【國務大臣一萬田尚登君登壇】
○國務大臣(一萬田尚登君) 農林大臣は今般にわたりました詳しく御答弁なされたのでありますが、私も若干補充をいたします。

昭和三十年六月四日 衆議院會議第二十三号 自作農維持創設資金融通法案の趣旨説明に対する渋谷君の質疑

御承知のように、この農地資金は長期を必要とし、かつ金利の安いことを必要とすると思ひます。従いまして、当然これは財政資金から多くを出さなくてはならぬという条件があるように思ふのであります。ところが、今回は、緊縮財政の関係もありまして、それも行きませんので、二十億程度になりました。それで、この程度の資金の運用は現存の農林漁業金融公庫で十分である。かように考えまして、運用をここにさせることにいたしましたのであります。私は、将来必要に応じてあるいは独立の銀行にしてみたいのであります。かように考えておるわけでありませぬ。

なお、この資金の融通によりまして、農地を担保にして金を借りた結果、かえつて農地を手放すような危険はないか、言いかえれば、担保権の実行にあつたらぬか、こういうことがありはしないか、こういうことは、私はこの制度について非常な考えなくはならぬところだらうと思ひます。これに關しましては、やはり農業所得でもって借りた債務の元利を償還し得るといふことが私は絶対要件になると思ひます。従いまして、金を貸す場合の担保価格ももちろんその範囲内において押目をかけて貸す、かようにいたしましたならば、そういう弊害も除去せられるのであらうと思ひます。

補足申し上げまして答弁にかえします。
○議員(渋谷君) 渋谷君登壇
【渋谷君登壇】 私は、日本社会党を代表して、自作農維持創設資金融通法案に關し、内閣総理大臣、農林大臣、大蔵大臣並びに法務大臣に質問いたします。

ただいま農林大臣が言われました通り、農地改革は二百万町歩をこえる小作地を自作地とし、四百二十万戸をこえる農家はその売却渡しを受けておられますが、せっかく創設いたしましたその自作農が金に困つて転落し始めたという真の原因は一体どこにあるかと考へておられますか、まず農林大臣に伺ひたい。

この転落の原因について、疾病、負債、災害による以外の原因について何か考へになつてはおりませんか。農地改革以前にも、自作農を創設し、これを維持しようとする規則はございまして、それにもかかわらず、自作農は創設維持され、以上転落する者が多く、その原因としては、自作農に対する高率の公租公課の圧迫と、創設した自作農を維持する政策が的をはずれて経済条件が少しも備わらなかつたこと、特に小作料の重圧に追われる小作農の飢餓生活と、こうした自作農の生活が経済的に競争し得なかつたためであるといわれております。農地改革によつて小作地が急激に減り、小作農による農業生産がきつめて少くなつた現在もなおこの法律案を提出せざるを得ないほどに、自作農が再び農地を手放さなければならなくなつたというその原因を一体どこに大臣は求めおられるか。すでに経済済みの自作農維持のための法律をまた作り出すというには、新しい農業の状況に伴ひまして、せっかく作つた自作農が転落することのないような何か特別な法の性格があると思ひますが、その点について大臣のお考えをはつきりと伺ひたいのであります。

農地改革後の自作農が高い生産資材、高率の公租公課にさらされることは、あたかもかつての地主制度下の小作料の重圧にひとしく、しかも、低米価による強制供出と相持つて、かつて地主が小作人に加へたと同様の圧迫を政府みずから自作農に加へているといわれております。もし、かりに、この法案が通過を見て、転落せんとする自作農に金が貸し付けられ、一時これを防ぎ得たとしましても、こうした根本的な原因が究明、是正される限り、再び三たび同じことが繰り返され、いかに資金は融通いたしましても、さいの河原の石積みのように、積んではくずし、作つてはつづぶし、まるでふちにぬかを投げ込むにひとしい施策に終ることをおそれますが、その点どうお考へになりますか。(拍手)農地改革後自然の災害はもちろんのこと、疾病その他個人的災害、相続等による臨時支出をまかなうためというよりは、こうした政策の貧困から農地または耕作放棄地を売却するのやむなきに至つて自作農が非常に多いと思ひますが、その点いかがに考へておられますか。農地改革後転落した自作農の実際の数とも、あわせてお教へをお願いいたします。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたします。この法案の名称は、最初農地担保資金融通法案として出す予定であつたと聞いておられますが、農村が大蔵に困つておるのはむろん事実でございませぬ。大蔵大臣が以前に総議をしておられた日本銀行の窓口などには、こうした農民は立ち現われないうでしよう。しかし、零細な生活資金や、目の前に迫つた農業、肥料の金にも困りまして、それを高利のやみ金融にたよつてゐるのが実情でございませぬ。こうした零細高利の生活資金、生産資金の借金の累積が、ついに、ただ二つの生活の頼みである土地をさへ手放さざるを得ない状態に突き落してしまつてゐるのでございませぬ。そうした農村負債の現状を、大臣は一体どう把握されておられますか。聞くところにより、農村の負債は百億圓といわれております。具体的に数字をあけて大臣のお考えを承わりたいと存じます。

昭和三十年六月四日 衆議院會議第二十三号 自作農維持創設資金融通法案の趣旨説明に対する決答の要録

二五四

特に、農村金融の名に隠れて山林地主や富農ばかりが利用するようになっている農村金融は、一体このままでいいのか。一番苦しんでいる勤労農民を救うために、真の農村金融はどうあるべきか。大臣はこれまで一度でもお考えになったことがございますか。考えてみられたことがありますならば、その具体的な構想をお伺いしたい。

しかも、この法案では、都道府県知事が認定してよしとするような農事経営安定計画を立てることが貸付の条件となっております。借金をしなくても経営が困難で、土地を手放さなければならなくなった農家が、借金の元利払いを、しかも一年五分五厘という、農村金融としては、ことに造船融資等に比べて実質において決して安いとは言えない利子率を払って、果して安定する計画が立つてございませうか。都道府県知事が認定してよしとするような農事経営安定計画が立てられる農家が一体どれだけの数か、承りたい。かつて農家を借金の重圧から救おうとして作った農村負債整理の諸規則等も、このような経営安定計画を基礎にして打ち出されたものでございまして、ほんとうの経営の姿を打ち出せば融資が受けられず、融資を受けようとする機の上で作り上げた安定計画となり、結局、経営安定を土台とした融資ではなく、融資を受けるための安定計画書になったことがございます。安定計画は、ついに農民生活を安定せしめ得な

かつたのであります。今度の資金融通法にも、そのおそれはないか。農民が金に困っているという現象的なことはわかっておりますけれども、なぜ金に困るようになったかという根本原因の究明がなかつたという点にお気づきにならないかどうか、お伺いいたします。

特に、この際農林大臣に対しまして、安定した農家の経営を続けるために要する耕地の適正規模をどうお考えになっておられますか、法案第三条の貸付を受けられる者の規定は、現行農地法のワク内にとどめるものかどうか、確認しておきたいと存じます。法案によりますと、「その耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積、生産力等の条件及びその家族労働力等の農業経営能力を考慮して、農地又は採草放牧地の面積を増加しなければその経営の安定を確保することができない」と認められる農業者、こうなっておりますが、一体どれだけ耕地を条件とする農業者のことを適正規模の農業者と仰ぐのでございませうか。現在におけるわが国の立地条件、農業技術、農機具の発達、または国際的農業との競争の観点から、耕地の適正規模をどれだけに押えられるつもりか、お聞きしたい。ことに、その経営に不足な農地を取得する、つまり土地を買い農民がある場合に、当然土地を売る農民もあるはずでございませう。適正規模にはるかに遠い小農、

平均農の土地は、これを売る方に戻すおつもりでございませうか。あるいは、そうした平均農にも、適正規模に達するまでは金を貸し付けて、国有地でも買わせるつもりか。それとも、ブラジルへでも行けというのか。一体、この法律は、自作農の維持に重点を置かれておるのか、それとも、土地兼併を覚悟の上で、安定する自作農の創設に重点を置かれておるのか、お伺いいたしておきたいのであります。

もし考えられた結果が農地担保資金融通法案、一名自作農維持創設資金融通法案であるというならば、あえてお伺いいたします。日本の農業は、ただ借金で回りがわりをするぐらいの資金の融通で救われる状態でありませうか。資本が効率を上げるほど日本の農業の諸般の状態は整っておりませうか。しかも、この法案は、農業の経営に対する資金の融通ではございませう。土地の買入れのため、土地を抵当に金を貸そうとするものでありませう。土地に対する投資は農業経営に直接役立つものでないことは当然でございまして、その結果は、本来耕作の対象であるべき土地をいたずらに商品化し、土地の価格をせり上げ、小作料引き上げの口実を作り、固定資産税を高くし、金を借りたは、いが返せなくなるほどの負担を増す。これが、果して、農民を救い、農民の期待にこたえる道でありませうか。農地改革の精神であったでありませうか。農村の負債百億に對しわずか二十億の資金

を、しかも土地担保で貸し付けることは、とれなくなつた貸し金を肩がわりをするやみ金融業者を寄せせましても、農民自身のふところにはちっとも残らない、かえって資本を土地にしばりつけて経営面への融通を窮屈にするものだとお考えにはなつておりませうか。

以上、資金融通を受けた農家も、なおその経営を安定させる要素はなほだ少いことは指摘いたしました。また、貸付金の償還条件、たとえば、半年ごとに元利金の支払いを求めるといふ条件が、一年一度の収入を見る農家の束縛に即せず、金利等に至つても、あなたが今日の農業の実態からは安いと首をなげない。その結果、法案第三条の三項に規定されず、貸付金につき償還の請求を受けたものの、返還が不可能になつた場合、この耕地はどう処理されましたか。所有権と耕作権は、抵当に入れる場合、また農賃等に際しては、どう扱われますか。あわせて法務大臣にもお伺いいたしたい。農地改革の精神から見まして、耕作権が第一に尊重されるのは当然であります。万一、従来の民法等に規定されるままに、冷やかにこれが処理されますならば、農地は零細な農民の手を放れて富農あるいは地主の手に落ち、土地兼併

は必至となるに至るでございませう。融通を受けた資金を返せなくなつた農家の土地を譲渡する者の資格規定等について、従来の農地法を変更する意思があるのかないのか。特に、譲渡者のない場合、土地は國家あるいは公庫がかかつて競落したといたしまして、それまでの自作農の耕作権はどう扱われるのでございませうか、伺いたいと存じます。万一こうした施策が一步誤れば、担保対象となる所有権のみがいたずらに偏重され、やみ地主が現われるおそれが十分でございます。従つて、金利に引き合ひ小作料の改訂等も考えられますが、小作料改訂、ことに、近來各地に続々と現われました地主組合の保有地制限撤廃や、公正の名に隠れての小作料引き上げ運動と相呼応し、あるいは、それと気づかずして、これを助長すると疑われる点が大くございませうが、十分なる御説明を願いたいと思ひます。

最後に、総理大臣に質問いたします。あなたは常に愛憎の政治を説かれます。国民の四割六分を占める農民の大部分は、今日、國家財政政策の面からは除外されておるのでございませう。こうした現実に対し、私はあなたにこの際特別にお聞きしたい。金に困らせておいて金を貸し付け、返せぬし、昔から地主がとつた古い手でございませう。実際には、農民が救われな

金を振り回して、逆に農地法の根幹をゆるがし、地主制の復活を助ける法案よりは、もつと端的に、土地などは担保に取らず、耕作権を主体とする農民の経営体あるいはその連帯保証を信用対象に、当面農家の借金に見合う百億の融資を行ひまして、利子について

も、国家が造船融資等にとつた利子補給等の措置をとつて大幅に引き下げて農林金融の根本的改革をする方が、自作農安定のためにも日本農業の発展のためにも早道であり、かつ合理的であると考えます。百億という融資も、造船融資百六十億、その利子補給だけで三十五億という現状に比べてみまして、国民の四割六分を占める農民四千万の生活安定のためには少な過ぎると申しまして絶対には少な過ぎるとあると思ひますが、その辺の御意見を伺ひたいと思ひます。

しかも、これまでの補助金や融資など、いずれも実際には働く農民の頂上を通り過ぎて、農民を食ひのものにする農村ホスのふところに入る例は枚挙にいとまありません。私は、この自作農維持創設資金融通法も、農民救済に名をかり、地主制復活、土地の兼併を行わんとする者のための法律となることを心から憂へるのであります。

○議長(益谷秀次君) 淡谷君に申し上げます。申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願ひます。

昭和三十二年六月四日 衆議院会議録第二十三号 自作農維持創設資金融通法案の趣旨説明に対する伊瀬君の質問

○淡谷悠蔵君(続) もう少しですから……

最近、農地改革で土地を失つた地主が各地で旧制度復活の連盟を作り、すでに保有面積の増大、小作料の引き上げ等の決議をしております。しかも、農地法を踏みこじつて、強迫的な手段を用ひてまで土地を取り上げていく例、たとえば、福島県の鏡石等において最近訴訟になっております事件のよう、小作人が承諾しないのに土地を取り上げようとし、農地改革以前にさへなかつた土地への立ち入り禁止仮処分を行ひ、しかも地主だけに耕作を許す等の事件が起つていられるのを総理大臣は知つておられるでしょうか。愛憎の政治を脱ぐあなたに、私は、二千年來政治的に頑固であつた態々として働く農民の表情をさらけ出して直し……

○議長(益谷秀次君) 淡谷君、淡谷君に申し上げます。簡単に願ひます。

○淡谷悠蔵君(続) この疑点多い法案を、農地改革の精神にはずれた地主制復活の逆コースの法案となすことな、農民を真に救ひ得るものとする決意あつての提案かどうか、確かめておきたいと存じます。

以上、各大臣の御答弁を求めます。(拍手)

○国務大臣(鳩山一郎君登壇) 淡谷さんの御質問に対してお答えをいたします。私も、自作農の地位を安定させ、これを維持育成するといふことは非常に必要だと思つております。そうして、そのためにはいろいろのやり方もありましようけれども、今回提出した法案は、この理想的な形の自作農を維持育成する上に最も適したる法案と考へております。(拍手)

○国務大臣(河野一郎君登壇) 淡谷さんにお答えを申し上げます。ただいまお尋ねになりました点は、本制度を施行いたす上におきまして十分注意をして参らなければなりません。諸点であるとは考へます。さればと申しまして、本制度は、先ほど御説明申し上げました通り、今日の農村の事情に即して参つて積極的にこの制度を運用して参るといふことが、われわれは農家のために非常に有益なことであり必要なことと考へるのでございませう。でありますから、必要な制度を十分注意をして御趣旨に沿うように運用することによつて本法の目的を達することが真に農民のためであると私は思ひるのでございませう。(拍手)

○国務大臣(花村四郎君登壇) 農地の転移につきましては、農地法の規定によりまして都道府県知事の許可を要することになつて居るので、農地について抵当権を行使する場合には、都道府県知事の許可を受けた者でありませんと認落人になることができない建前に

らる資金を真に有効適切に——農村の多角的経営でありますとか、ないしは農村の経営の合理化でありますとかいふようなことによつて、きまして、それぞれ案を立てて、これについて十分の検討をいたしまして、転落いたすことのないように、ないしはまた資金の還元の運用することのないように努力して参りたいと思ひるのでございませう。

○国務大臣(萬田尚登君) 農村経営についての御質問であつたように思ひますが……(発言する者あり) 違ひますか。——それでは、今回の金利が五分五厘で少し高いじゃないかと御質問でありました。この五分五厘という金利は、長期の金利でもありますので、日本の今日の金利水準全体から見まして、私は、決して高いものではないかと、できるだけ安く考へておる、かように存じておるのであります。(拍手)

○国務大臣(花村四郎君登壇) 農地の転移につきましては、農地法の規定によりまして都道府県知事の許可を要することになつて居るので、農地について抵当権を行使する場合には、都道府県知事の許可を受けた者でありませんと認落人になることができない建前に

なつて居るのでございませう。しこうして、その他のことは民法、民事訴訟法並びに競売法等の規定によるのであります。特別な扱いを受くるものはないと思ひます。(拍手)

○伊瀬幸太郎君登壇) 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案せられた自作農維持創設資金融通法案に対し、鳩山総理大臣以下、各関係大臣に若干の質問を試みんとするものであります。(拍手)

まず第一にお伺ひしておきたいことは、鳩山内閣の農政の根本政策についてであります。すなわち、敗戦後の農地改革は、耕作者の地位の安定と農業生産力の増強をはかるために、地主的農地制度を改革したのであります。この光栄ある歴史的事業が、旧地主階級や保守勢力の固には、異常なるものとして今日なお強く反対する向きがあり、加えて、多年政権を担当した保守党は、資本主義的な産業復興の手段として、低米価供出制度を推進し、自由経済に基く農産物価格の低落にもかかわらず、農民に重税を課しておるのであります。その結果今日再び農村が危機に見舞われんとしているのが現状でございます。鳩山内閣も、前吉田内閣のこの認められる農村政策に拍車をかける政策を相次いで行なつて居るのであります。すなわち、今年度予算米価は昨

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 自作農維持創設資金融通法案の趣旨説明に対する伊藤君の質

年水準の九千八百五十円を下回る九千七百三十九円を押し、食糧増産を叫びつつも、現実には百十六億の減額を行いつつ、加えて小作料の値上げを言いつけているのであります。今や、全国各地におきましては、青田荒れから爆発りへと進み、それでも食えない農民は、せつなく農地解放によって得たところの土地をほとんど手放さなければならぬような現状に立ち至っております。政府は、農地担保金融というこの法によって解決できると思われつつあるか、むしろ農民には金を借りる必要のない農村救済のための技術的対策をお持ち合せでないのか。あるらば、その具体的政策をお示し願いたいのであります。(拍手)

さらに、私は、これらの問題に関連いたしました、特に大蔵大臣の御所見をこの機会にお伺いしたのでございませう。それは、今国会に提出された三年度予算並びに政府が今後行わんとする諸政策を見るに、農村に対して財政上ほとんど考慮を払っておられない点であります。考慮を払っておられないばかりでなく、かえって財政上の一切のしわを農村に転嫁しようとしているのであります。前年度に比して食糧増産は十億を減じ、一般補助金も十三億を減ずるといふように、農政に関する限り前内閣以上の後退をしていることは否定し得ない事実でございます。(拍手)さらに、最近の減収加算の

問題が示したように、政府が当然義務として支払わなければならないにもかかわらず、あわよくばはおかむりて済ませようとする意向すらうかがわれるのであります。従つて政府はその財政支出を通じて、農業生産を増加し、農家経営を安定せしめる考えを全く放棄して、と断ぜざるを得ないのであります。このような政策にかかわらず、二十億の農地担保金融を行うことによつて、果して農村は救われると考へておられるのであらうか。あらためて、大蔵大臣に、農業に対する財政支出の役割をどう考へているか承わつておきたいのであります。(拍手)

さらに、高橋経審長官にも伺いたい。経審長官は、さきに経済審議庁の作つた経済六ヶ年計画が、決して絵に描いた花ばかりでなく、政府が確実にこれを實現しようとする目標であることを述べられていたのであります。それによると、食糧については年平均二百八十万石の増産をいたさなければならぬのであります。それには五百億の国庫支出と二百五十億の融資を必要とする。しかるに、本年度の予算では、国家支出は二百五十億、融資は百二十億、計額の半分にも足らぬのであります。これでは六ヶ年計画は全くから宣伝でありまして、施政演説でうたつた農林水産の増産は、政府みずからこれを否定しておるのであります。わすかの融資によつて農民に土地取得

を与へても、生産上のマイナスの政策が行われるならば、日本経済の自立はなれないと思つておられますが、この点、経審長官の所信を伺いたしたのであります。次に、農林大臣に本法案の内容についてお伺いしたのであります。第一点は、年利五分五厘、償還期間十五年といふ点であります。特に金利の点を申し上げますならば、無利子同然の国庫資金で五分五厘の高利をとることは、あまりにも高いのじゃないかと思つておられます。また、資金類についてもさらに増額し、たとえば、金融機関が集めた農村の資金を還元するという意味でこれに協力せしめ、これに対して金利の引き下げまたは利子補給の措置を講ずべきであると思つて、その用意ありやいなやを承わりたい。第二点は、農地担保による融資のワケであります。現行の自作農創設維持資金制度では、特別会計の余裕金に依存いたしまして、その金額が一定せず、真にせつば詰まらば農家が希望するときに、希望通り融通されぬ欠陥があります。この欠陥を除去するのが本法案のねらいではなからうかと存するのであります。果して、政府は、反当貸付額を幾らにお考えになつておられますか。さらに、本法施行の際には、政府は融資総額を二十億と見做つておられると聞かれますが、この少額では目的の達成はできないと思つて、政府は十分購入する農家中には、よんどころなく

ます。たまたま、昭和二十五年の朝鮮動乱によります好況によって、一時この問題は形をひそめた感がありました。が、昭和二十六年動乱の休止とともに、問題は再び表面化しまして、競争エネルギーたる重油や外国炭が、割高なわが石炭の需要分野に進出し始めることとなったのであります。のみならず、昭和二十七年末に長期にわたって炭鉱ストライキが行われましたことも、また重油や外国炭の進出を一層促進する結果を招きました。このため、国内炭は、生産費を下回る価格をもって、これら競争エネルギーと対抗せざるを得ない事態になったのであります。加うるに、昭和二十八年下期以来、経済界全般に浸透いたしました不景気によりまして、石炭の需要は減退の途をたどり、その需給は一段と均衡を失するに至つたのであります。この際何らかの方法によりまして抜本的対策を講じ、炭価を引き下げ、局面の打開をはからないならば、あるいはわが国の石炭鉱業は衰滅の悲運に陥り、せっかくの天然資源は利用の道を失ひ、多数の企業者と炭鉱労働者とは、ともにその生活の根柢を奪われまして、産炭地一帯に重大なる社会不安を醸成するに至るおそれなしとしないのであります。

政府は、かような見地からいたしまして、石炭鉱業を合理化し、生産原価を低下するとともに、その安定をはかることを企図いたしまして、鋭意検討

を進めて参つたのであります。が、今回よりやく成案を得るに至りましたので、石炭鉱業合理化のために法的規制を必要とする事項をまとめまして石炭鉱業合理化臨時措置法案といたしまして、総合エネルギー対策の見地から、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案を作成し、あわせて本国会に提出して御審議を仰ぐこととして、この次第でございます。

本法案は、以上申し述べました通り、石炭鉱業の合理化、換骨すれば、その生産性の向上によりまして炭価の引き下げを意図しておるのであります。が、これによって生ずべき過剰労働力につきましては、現在すでに問題となつておりますところの炭鉱失業者と合せまして、これが吸収に十分なる対策を講ずる計願でございます。すなわち、従来より実施して参りました産炭地一帯における鉱務復旧事業、失業対策事業等を一そう強化いたしますとともに、それぞれの炭鉱地帯に新たに河川改修、道路、水道、鉄道建設等の諸事業を起しまして、労働者の計画的配置転換をはかること等を行つて決意でございます。

石炭鉱業合理化臨時措置法案の内容につきましては、今後御審議の途上におきまして、さらに詳細にわたつて申し述べる所存でございますが、以下簡単にその概要を申し上げますと、この

法案は、第一章から第五章におきまして、石炭鉱業を合理化するための措置を定め、第六章におきましては政府の諮問機関たる石炭鉱業審議会の件、第七章におきましては法律実施上の補完規定、第八章におきましては別則を定めております。

まず第一章は、目的と定義についての規定でございますが、これを具体的に申し上げますと、この法律案は、採坑開き等の合理化工事を実施いたしますとともに、坑口の開設の制限及び非能率炭鉱の整理を行いまして、生産体制を集約化し、石炭の生産費を引き下げることをはかるのであります。さらに、この合理化の効果は石炭の価格の上に反映させるためには、標準炭価を設定、公表いたしまして、合理化の進捗に応じて逐次これを低下せしめるとともに、著しくこれを上回る石炭価格の生じた場合には、価格引き下げの勧告を行なつて、これを一定水準にとどめ、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的といたしておるのであります。

第二章は、石炭鉱業合理化計願に関する規定であります。通商産業大臣は、石炭鉱業合理化のための諸施策を総合的に実施するために、昭和三十年から三十四年度に至るまでの長期の石炭鉱業合理化基本計願と、その年度の別の石炭鉱業合理化実施計願とを策定、公表することといたしてあります。

す。さらに、この計願達成のために必要な資金につきましては、政府が適切な措置を講ずることを規定いたしてあるのであります。

第三章は、石炭鉱業整備事業団についての規定でございます。合理化工事の実施は、必然的にこれら炭鉱の操業度の上昇を必要といたしますので、需要に対応した適正生産規模に生産体制を集約化するために、非能率炭鉱の整備を行うことといたしました。その実施機関として石炭鉱業整備事業団を設立いたします。この事業団は、炭鉱の事業主の申し出に応じて、炭鉱の採掘権と鉱業施設を買収するのであります。炭鉱の買い上げに伴い離職する労働者に対しては、事業団から平均賃金の一月分に当る離職金を支給いたしますほか、未払い賃金がある場合には、これも事業団が炭鉱の事業主にかわつて支払ふことといたしました。

第四章は、坑口の開設の制限についての規定であります。前述の生産体制の集約化の措置といたしまして、非能率炭鉱の買収とあわせまして、新規に非能率炭鉱の発生するのを抑制するために、石炭の採掘を目的とする坑口の開設につきましては許可制を設けることといたしました。ただし、この措置は、その性質上、必要最小限にとどめるために、特に三年間に限り実施することといたしましたのであります。

第五章は、石炭の販売価格及び生産数量の制限についての規定でございます。合理化の効果は炭価に反映させるために標準炭価の制度を設けるとともに、石炭鉱業の現状にかんがみ、炭価が暴落し合理化計願の達成に重大な支障を生ずるような事態に対しましては、通商産業大臣の指示により、生産業者が、独禁法の規定にかかわらず、生産数量と販売価格について共同行為を実施し得るよういたしました。

第六章は、石炭鉱業審議会についての規定であります。通商産業省に石炭鉱業審議会を設置いたしまして、合理化計願、標準炭価、坑口の開設の制限等重要事項につきまして、これに諮問することといたしました。

以上、はなはだ簡略であります。この法案の構成につきまして説明申し上げた次第でございます。政府といたしましては、公正無私に考えまして、この法案が少くとも現段階においてはわが国石炭鉱業の実態に即し最も適正なりと信じて、御審議をお願いする次第であります。幸いこの法案が制定の運びになりましたら、これが実施を厳正適切にいたすことは言ふまでもなく、また炭鉱の採掘

技術及び経営等につきましては十分科学的検討を加える準備をいたしておきます。かくて、石炭の消費者の利益を擁護するとともに、石炭産業の健全な発達と、その従業者の福祉の増進とに一意努力する所存でございます。諸君におかれましても、何とぞ政府の意の存するところを了とせられて、本案に御協賛下さらんことを切にお願いする次第であります。(拍手)

○議員(森谷秀次郎) これより、ただいまの趣旨の説明に対する質疑に入ります。神田博君。

(神田博君登壇)

○神田博君 私は、今回提案になりました石炭産業合理化臨時措置法案につきまして、自由党を代表して政府の所信をお伺いしたいと存するものでございます。

本法案を一覽して痛感いたしましたことは、苦境にあえぐわが国の炭産業界の救済について政府は何らの熱意も対策も持ち合せていないということでございます。今日、わが国の炭産のことごとくが極度の経営難に陥り、もはや自力ではいかんともなし得ないまでに疲弊し切っておることは、周知の事実でございます。この窮状を脱するため、業界はあけて政府の適切な施策を待望してやまないのが現状であります。政府は、当然この行き詰まりの原因を追及して抜本的なる救済対策を講ずるべきであるにもかかわらず、炭産

業界の現状を把握する能力が欠如しておるのか、あるいは安きにつかんとし、故意に現実を無視しているのか、要するに、おおむね的はずれの、こそくな対策に終始して、解決を遅延せしめることによつて当面を糊塗しておるとしか考えられないのであります。本日は、本会議のことも含め、時間の制約もありますので、詳細なる質疑は委員会に譲ることとし、主要な二、三の点について政府の所見をただしたいと存する次第であります。

まず第一は、今日の行き詰まりを生じた原因をどういふふうにか考へておるかという点であります。設備の改善によつて産率が上昇したといひましたも、その成果の大部分は大幅な賃上げ闘争のために組合側を支払われる結果となり、炭価の引き下げは実現しないのみならず、さらにまた、合理化の推進によつて生じた過剰人員の整理に際しまして、組合側がまづこうからこれに反対して、深刻なる闘争が惹起されたために、合理化の断行はついに経営を一そも困難ならしめるという奇怪な結果を招くのが過去における実情であります。(拍手)しかも、これらの背景をなすものは、日本の弱体化をねらつた占領政策の落とし子である、世界に於て類例を見ない、かの労働三法にはかならないのであります。(拍手)

従つて、この根本問題を解決するにあらざれば、石炭産業の安定はとて、期待し得られないと思ふのであります。この点について政府の所見を伺いたい。

次に、本法の施行に即応する労働政策についてであります。自由党の低価格政策が効を奏して、生活必需品は漸次値下りしているにもかかわらず、未曾有の苦難にあえぎつつある炭産の現状を無視して、いたすら賃上げ争議や解雇反対闘争のために経営を窮地に陥れるのみか、保安要員の引き揚げを断行して炭産を壊滅せしめるがごとき無謀きわまる手段をもあえて辞さないといつたはうな従来の態度が改まらない限り、この法案が実施せられたといひましたも、炭産の合理化や安定化は絶対に期待し得られないのみならず、合理化のため投下せられた膨大な資金の償却や金利負担のため、高炭価にさらに拍車をかけるという、およそ当初の目的と相反する結果を招くおそれさえもあるのであります。私が特に政府に伺いたいのは、これらの点に関する労働政策に確信があるのかどうか。さらに、現在の賃金ベースは適正なりと考へておられるのか。合理化完成の賃金ベースをいかに想定しておられるのか。これらのことは毎年標準炭価を決定する上にも必要なのであります。また、過剰人員の失業対策について、予算面その他諸般の受け入れ態勢は整つておるのでありますでしょうか。ただいま通産大臣の説明によりますと、

いかに万手手回しよくやつておられるような御説明であります。この点については、特に関係大臣から十分な御説明をお願いいたしたい。

次に、需要喚起についてであります。石炭産業を安定せしめる第一の要件は、何と云へても需要の拡大による生産の増大と、これに伴う生産原価の低下をはかることでなくてはならないのであります。積極的用途を拡大する努力を怠つて、不自然な競合物資の輸入関税や消費節約を法律によつて規制するがごときことでは、政治の妙を得たものではないと考へるのであります。(拍手)需要の問題は、もちろん価格とからみ合ふものであり、価格が安定し、コモーションナル・ベースにおいて電油や輸入炭と対抗し得るようになりますならば、求めずとも消費は増大するのであります。

一例をあげますならば、都市における家庭ガスの使用は、価格の面と便利の点におきまして薪炭や石油コンロにまさるので、都市におけるガス供給設備を拡充いたしますならば、薪炭原木の伐採防止による治山治水の効果をあげ得られるだけではなく、あわせて石油の消費規正問題を解消することになるのであります。このような観点から、ガス拡充計画を強力に推進するとともに、コークス問題解決のために完全ガス化の推進をはかるべきものであると考へるのであります。電源開発の

問題にいたしましては、一部の人が提唱しておるように、新鋭火力発電機を活用することによつて、かの不当に高価な買取費の問題も、これが弊害のための工期遅延の問題も、あるいはつぶれ地等による食糧問題等々も解決することが可能になるわけでありませう。

政府の施策を拜見いたしますと、石炭の需要喚起に対する努力がまだ十分とは認めないのであります。特に石炭の需要喚起については、ただ単なる燃料としてではなく、化学工業の原料としての方面に活路を開くべきものであります。これには当然石油化学との競合問題を解決する必要があると考へておる今日、いまだこの調整に関する権威ある国策の樹立が見られないことは、まことに遺憾しくござります。政府は、わが国の石油化学工業並びにこれと石油化学工業との関係をいかに考へておられるのか、それを伺いたないのであります。

次に、鉱区整理の問題であります。石炭の鉱区は、多くの場合、その境界が入り乱れておるのでありまして、はなはだしきに至つては同一鉱区内においてすら炭質別炭質権が二重設定というような現状を、あるがままの姿で縦横開きく着手するといふことは、境界線にはなはだしく争いをもたらす結果となりますので、まず鉱

問題にいたしましては、一部の人が提唱しておるように、新鋭火力発電機を活用することによつて、かの不当に高価な買取費の問題も、これが弊害のための工期遅延の問題も、あるいはつぶれ地等による食糧問題等々も解決することが可能になるわけでありませう。

次に、鉱区整理の問題であります。石炭の鉱区は、多くの場合、その境界が入り乱れておるのでありまして、はなはだしきに至つては同一鉱区内においてすら炭質別炭質権が二重設定というような現状を、あるがままの姿で縦横開きく着手するといふことは、境界線にはなはだしく争いをもたらす結果となりますので、まず鉱

昭和三十年六月四日 衆議院会議録第二十三号 石炭産業合理化臨時措置法案の趣旨説明に対する神田博君の質疑

昭和二十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 石炭鉱業合理化臨時措置法案の趣旨説明に対する神田君の質疑

区を整理統合した後、合理的開採計画による採坑開きくに着手すべきであると考へるのであります。政府は、おそまきながら、この際この区整理統合について強力に推進する意図があるかどうか、お答え願ひたいのであります。

次は、不良炭質買上げの問題であります。いわゆる不良炭質の原因は、一面において自然の悪条件に左右された結果であることはもうございまして、他面、企業計画のずさん、経営の不適正等のため経営困難に陥つたものであります。政府は、これら没落の運命にある炭質に対して、開採融資の利率引き下げを行はるか、残存同業者の出炭量に比例した納付金による全面買取を行ひ、これを休眠炭区として、いたすに放置せんとしておるのであります。デフレ経済の今日、倒産に瀕したものはひとり炭質ばかりではなく、他の基幹産業あるいは貿易産業の中にも、さらに深刻悲惨なるものが少くないのであります。同じく私企業であるところの炭質に対してのみ、なぜに特別の取扱いをなすのであるか、他のものに対しては同様に救済の手を伸べんとするのであるか、あるいはまた、石炭鉱業は基幹産業中の基幹産業であるから、炭質国管制を復活する第一歩であるか、そういうように解釈してよろしいのか、明確なる御答弁をお願いしたいのであります。

要するに、わが国石炭鉱業の真の安定は、コモーション・ペースにおいて外国炭や重油と競争し得るところまで炭価が下つて、初めて実現せらるべきであると考えたのであります。この見通しを断念したとしておるならば、それに至る過渡期二年、三年の間は、盤合物資の消費規正や関税賦課等の方法もやむを得ない、いな、むしろその基幹産業である炭質業の合理化を促進する手段として、過渡期における暫定措置を強力に推進すべきであると考へるのであります。しかるに、政府は、これらの根本原因を正確に捕捉してこれにメスを当てることをしないのみならず、過渡期における関税や消費規正等も、反対側の強硬陳情に押されて、申しわけのそく手段によつてお茶を濁し、根本的な解決は後日に見送つうというような態度では、せつかくこの法案も多きを期待し得ないのではないかと考へるのであります。カルテル関係等、当然考へなければならぬ事項をおそまきながら織り込んだ点については、多少の前進を認めるのによさかではないのであります。今申し上げたような根本的な対策を閣下として十分なる成果を望もうという事は、これは望めないことではございまして、もし一歩を誤るならば、逆の結果を生ずる危険が多分にあると考へられるのであります。これらの点に対する鳩山総理の総括的な見解及び閣

係各大臣の見解を詳細かつ懇切に承わりたいのであります。(拍手)
〔國務大臣(鳩山一郎) 神田君の御質問に対してお答えをいたします。〕
国民経済の実情を正しく認識いたしまして労使協力態勢を確立するよう努力することは、あなたのおっしゃる通り、最も必要な事柄だと思ひます。その他の御質問に対しては、私よりも関係当局から答弁した方が適當だと思ひますので、関係関係から答弁してもらいます。

〔國務大臣(西田隆男) 神田君にお答えをいたします。〕
労働関係法及び労働関係調整法につきましては、これを改正すべしというような意見も非常に各方面に起きています。また労働関係者が相協力して国民経済の実情を正しく認識された上で、合理的な労使関係の確立に努力されることを強く期待しております。法の改正につきましても、今後なお慎重に検討して参りたいと考へております。

なお、労働基準法につきましては、わが国の実情に即さないから改正すべきだといふ意見が各方面に相当強く出されておることは承知いたしております。しかし、労働基準法の改正は、實際的な影響も大きいので、臨時的に労働経験者による審議会を設けまして、

改正の要旨、改正をすればいかなる点を改正すべきかという点を検討したいと思ひまして、ただいま労働省ではその入選を準備中ではございまして、それから、賃金の引き上げをめぐつての労働争議が繰り返されておるような現状では、御説のように企業合理化も実効を上げ得ないことは、全く同感でございまして、私は、生産が向上し利益が上つた場合、企業の労使双方だけでこれを分配するということではなくて、商品価格の引き下げ等によつて、他産業及び消費者一般にも利益を分け与えるという考へ方へ考へを変えてもらいたい、こういう措置によりまして、経済の安定を通じての実質賃金の向上、労働条件の引き上げ等をはかつていくべきである、かように考へております。

第三のお尋ねの、石炭の合理化による失業者の問題でございますが、一応、労働者としてしましては、三十年度に生じまする炭質整備の離職者は四千七百名、三十二年度が一万四千二百名、三十二年度が八千三百人と想定いたしております。従つて、この離職者の中で失業対策を講じなければならぬ人間は、三十年年度で四千二百四十九人、三十二年年度で五千三百三十一人、三十二年年度で七千二百九十九人を推定いたしております。従つて、今までのように、ただ漠然とした失業対策を講じることは考へておりません。

詳細に御説明を申し上げます。まず、北海道地区によつて、三十二年度に生じまする失業者を吸収する予定人員は五百名、その人員は、電源開発に対して四百名、道路工事に百名、三十二年年度で電源開発に五百名、河川に二百名、道路工事に千五百五十人、三十二年年度は電源開発に六百名、河川に二百名、道路に千二百人、こういうふうな年度別に吸収する予定を立てております。

それから東部におきまして、河川で三百五十名、道路で百人、計四百五十名、三十二年年度が河川が六百、道路が千、計千七百、三十二年年度で河川が六百、道路が千七百、計二千三百、西部におきましては、三十年年度において河川で二百、道路が百、計三百、三十二年年度で河川四百、道路七百、住宅五十で千五百五十、三十二年年度で河川が四百、道路八百、住宅五十、千二百五十、こういうことを想定しております。特に失業者の数の多い九州におきましては、三十年年度で河川が遠賀川で五百、その他七百、計千二百、道路で七百五十、鉄道建設で九百、三十二年年度で河川が二千八百五十名、すなわち遠賀川の工事で二千名、その他八百五十、それから道路で四千五十、北九州の水道で五百名、鉄道建設で二千五百名、住宅が百五十名、計二千五百名、三十二年年度で総計一万一千二百五十名を予定いたしております。

これら、資金的な措置によって、かつ現在の失業対策事業等の対策として吸収する予定をいたしております。

〔國務大臣一萬田尚登君登壇〕

○國務大臣(一萬田尚登君) お答えいたします。石炭合理化に基きまして失業業者が出る、それに対して予算的措置はどうか。今度の措置で、失業業者は来年になってからたくさん出るだろう、私はこういふふうに考えておるのでありますが、政府といたしましては、三十年代におきまして、できるだけの措置を講じた所存であります。三十年代の予算におきまして、失業対策費は大幅に増額いたしております。一日平均吸収人員は五万人増加してもいいようになっております。なお、各種の公共事業等を炭鉱地方に重点的に施行していく、かようにして失業業者の吸収に遺憾なきを期しておるわけでありませぬ。(拍手)

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 神田君の御質問に対しては、もう労働大臣、大蔵大臣から、あらかじめお答えをいたしまして、つけ加えるところがありませんかと思ひます。

第一の、合理化をせつかくしても、それでコストが下れば、それだけ賃上げされちゃうんじゃないか、あるいは、過剰労働の整理に対して労働組合が反対して、これできないで、依然としてこの過剰労働をかかえていかな

ければならぬじゃないかというお話であります。現在の日本の石炭鉱業の状況にかんがみまして、なるほど今までは多少石炭の方面の労働組合も行きて過ぎがあったかもしれませんが、私は、今度の合理化法案には必ず労働組合、労働者も協力をしてくれぬものとして確信しております。(拍手)もしこの協力がなければ、日本の石炭鉱業をつぶすという事なんです。石炭鉱業をつぶしたら、労働者にも決して利益はないのですから、これは、みんなの利益のために、必ず社会党の諸君も両手をあげて御賛成下さることだと私は確信いたします。(拍手)

失業問題については、すでに労働大臣から詳細に申し上げましたから繰り返しません。それから、石炭の需要の拡大が大切じゃないかという事は、ごもっともでありまして、私もこれを決して閉却しておるわけじゃございません。家庭燃料としてガスを大いに奨励する、あるいはさらに石炭化学工業を興す、石油化学工業と石炭化学工業ではおのずから分野が違いますから、これは双方とも育成をしていくことができると存じております。また、火力発電を大いにやるということも、お説の通り、現在すでにそのつもりで着々実行に移しつつあるわけでありませぬ。いずれにしましても、石炭の価格が安くなければ需要はふえないのであります

から、その需要を増大するという面から申しまして、すでに神田君自身のおっしゃる通り、この法案によりまして価格の低下をはかるといふことが根本対策と考へます。それから、鉱区の整理については、ひろく考へております。これは、ただし強制的に鉱区を動かすということはいたしません、しかしながら、この交換割合をいたそうと存じております。それから、国管にするつもりはないか、そういう含みはないかということをお申ししますが、これは、そういう考へはただいま毛頭持っておりません。ただ、それなら何ゆえにかような法案を作つて石炭について特に心配をするかと申しますと、これまで神田君の言われる通り、石炭鉱業は基礎産業中の基礎産業でありますから、これがよく行か行かないかということ、日本の全産業に重大な影響を及ぼしますので、とにかくわれわれが関心を持たねばならぬというところから、かような法案を提出いたしました次第であります。

りませぬから、さういふ方面にも、われわれはひろく努力をいたすつもりでございます。以上、お答えをいたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 永井勝次郎君。

〔永井勝次郎君登壇〕

○永井勝次郎君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま提案説明のありました石炭鉱業合理化臨時措置法案に対しまして、鳩山首相を初め関係各大臣に対しまして、三お尋ねをいたしたいと存じます。

本法案は、石炭鉱業の深刻なる不況と石炭労働者及びその家族の悲惨なる生活を背景として提案されたものであります。その考へ方は、石炭鉱業を日本経済自立の基礎産業として確立しようとしておられないのでありまして、大手鉱山の独占支配の機会として利用しようとしておるのであります。その日のかても困つております。一家飢えに泣いておられます。労働者及びその家族にあたかき救いの手を差し伸べようとはしないのでありまして、首切り的好機としてメスをといているのであります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

われわれは、この法案にひそめられておるこれらの野心を露明に見通して検討しなければならぬと考へておる次第であります。

第一は、石炭鉱業合理化計画に基づく石炭鉱業整備について、諸問題であり

ます。政府は、能率の悪い中小炭鉱三百萬トンの生産分を買いつづけて大手炭鉱に集約し、労働者二十八万人を二十二人に整理するの目的をもちまして、炭鉱整備事業団を作り、政府出資四十億、残存炭鉱山負担分四十億、合計八十億円の資金を作りまして、この仕事を推進する予定のようであります。政府は、今回の措置を通じまして、中小炭鉱を買いつづけて大手炭鉱の独占化を強化し、労働者の首切りを正当化して、大手炭鉱中心の安定をたくらんでおるのであります。

そこで、中小炭鉱の整理の問題であります。政府は三百萬トン程度を公表しておるのでありますが、実際はもっと多く、五、六百萬トン程度をねらつておるのではないかと考へられるのであります。現在の炭鉱数は八百八十ありまして、そのうち、年産五萬トン以下の小炭鉱は七百三十、生産高にして六百二十萬トンとなつております。年産五十萬トン以上を大手炭鉱としまして、十八社、一千三百萬トン、五萬トン以上を中炭鉱としまして、百二十六、生産高一千九百萬トンであります。縦坑その他の合理化施策は中炭以上以上に重点的に行われるのであります。生産能力がぐつと向上して参ります。これはもちろんであります。需要量は生産能力の増強に比例して拡大されるかといへば、生産過剰の苦しみはなお相当長期にわたつて続く

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 石炭鉱業合理化臨時措置法案の趣旨説明に対する永井君の質疑

見通しであります。そういたしましたすと、買いつぶし三百万トンは少な過ぎる計算となるのであります。小鉱山六百二十万トンはそのまま整理対象にならざるを得ないかと思つております。整理資金は八十億よりあります。一応この資金に見合ふ整理費を公表して、あとは買ひ上げの実際を通して手かげんを加え、今年買つてもらいたいというのが再来年にならなければ買えないというふうな時間的なズレによつて、自殺を待ち、あるいは金融なり石炭価格の評価の措置なりによりまして自然淘汰をさせるなど、整理資金を使わないで整理の実際をおさめようとする底意をこの案の中にはひそめておるのではないかと思つております。また、労働者の整理、二十八万人を二十万人にする六万人首切りの計算におきましても、買いつぶし三百万トンを、生産四千九百万トンの基礎に基くものでありますから、最小限度の数字であります。これらの計算の動きによりましては、さらに出血多量の公算が大であると考えられるのであります。この点はどうでありますか。

このような中小炭鉱の買いつぶしと労働者の出血の上に、大手鉱山の集約が行われ、その独占が強化されるわけでありまして、その助成に至りましては、実に至れり尽せりの措置が講じられておるので、この点は、懸せざるを得ないのであります。縦坑六十八本、四百億円、これを含めまして、合理化資金の政府投融資は一千二百九十億円であります。もつとも、この中には若干の自己資金を含んでおるのであります。一千二百九十億、金利は五分五厘であります。復讐の他借債三百二十億円はたな上げをして、税金におきましては損金認定範囲の拡大、鉱産税、固定資産税など大幅な減税措置が予定されておるのであります。現在三井、三菱、住友、北炭、常磐の大手五社の生産は、全生産の四〇%を占めております。合理化完成時におきましては、五〇%以上の独占が完成される見通しであります。もし大手五社を含めた大手十八社といたしますならば、現在で全生産の七〇%を占めておるのであります。合理化完成時には八〇%以上を支配することとなるのであります。中小炭鉱の労働者には金一封の香袋で引導を渡し、どさくさまぎれにこれを残存大手鉱山に集約いたしました。その経営の安定のためあらゆる優遇措置を講じようとするのは、独禁法の趣旨に照ししても倘若無人なやり方ではないかと思つております。これに対して通産大臣の明確なる御答弁をわすれたいのであります。

(拍手)
第二は、石炭の需給増とコスト引き下げの問題についてであります。需要量は合理化完成時に四千九百万トンと見込まれております。二十九年度は四千二百萬トンの生産で六百萬トンの貯蔵となり、生産過剰が今日の危機の原因になっておるのであります。新しい需要面の開拓に積極的でないこの合理化計画の内容から見ますと、重油の消費規正を考慮に置かなくても、需要予想は過大に失するのではないかと思つております。一方、生産能力は今後の合理化措置によって急激に増大されるのであります。需要がこれに伴わないので、生産能力は換短によって死蔵するほかに道はないのであります。コストの五〇%は労務費であり、投下資金の償却や金利負担の増加、炭質の低下及び採掘費の上昇などを予定されるのであります。そして、政府は標準価格を指示することができるとあります。相手が独占を強化した大手炭鉱であり、営利会社であります。生産原価を無視した計算を押しつけるわけにはいかないと、また、あの程度の適正利潤も見込まなければならぬとすると、コストは引き上げられても下る根拠はどこにもないと思つております。もしコストの引き下げができないとするならば、この法案の実施は全く無意味になってしまうのであります。(拍手)残るのは中小炭鉱と労働者の犠牲だけであり、得をするのは大手炭鉱で、その独占と政府のそれに対する財政投融資や減税措置だけでありまして、國民の犠牲は断じて承服し得ないところであります。(拍手)生産計画は政府が指示することができることになっておるのであります。合理化完成年度において、もし予定の四千九百万トンを消化し得ない事態となりました場合は、その過剰分を政府が買ひ上げるとか、その損

失を補償する用意があるかどうか、また、二割のコスト引き下げが不可能となつた場合は、その政治的責任をどうするの、この点を明らかにしていただきたいと思つております。
第三は、労働対策についてであります。政府の合理化計画によりまして、今後労働者の賃金は上げない、現在員二十八万人は二十万人に整理をするということになっておるのであります。現在の労働条件は、不況にあえぐ鉱山の経済的条件下に圧縮せられました。非常に低下しておるのであります。請負制のとき、一日十一時間あるいは十二時間労働というふうなひどいところも少くないのであります。自分の生命にやすりをかけるようなこの労働条件を放任しておいて、この土台の上に石炭鉱業の合理化を建設しようと考えておるのであります。驚くべきことは、石炭鉱業合理化計画の内容には、賃金をストップするという定めだけがあるものであります。労働条件の合理化のときは全然話題にもなつておらないということになります。こ

ういう労働者を生き埋めにするような石炭鉱業合理化計画の合理性を、通産大臣と労働大臣から承わりたいと思つております。(拍手)もし労働条件を正常な形に是正しようとしたら、現在の二十八万人は整理をする必要がなくなるのではないかと思つております。この点はどうでありますか。
政府は、整理される労働者を失業対策として吸収しようとしておるのであります。鉄道工事の川崎線のごときは、まだ未確定であります。一般公共事業も、鉱復旧工事も、現在程度の子算をもつてしまつては、申しわけにもならぬ程度の些少なものとすまません。現地鉱山はすでに深刻な様相を呈しまして、三食を満足に食べられない家庭がなくなつておるといふような状況であります。これが受け入れと生活保障について、政府はいかなる用意を持つておるのであるか。単なる失業対策としてではなく、計画的な職場転換への動員態勢の確立が今日ほど重要な時期はないかと思つております。政府の誠意ある答弁を求む次第であります。(拍手)
最後に、石炭鉱業の合理化を徹底しようとするならば、このような中途半端なものではないかと思つております。経済の総合計画の中における石炭鉱業の合理化であり、総合燃料対策の一環としての石炭鉱業の性格において推進せられなければならないと考えられております。縦坑のごときも、何か縦坑を損ればそれですんで解決されるような安易な考え方を持つておるのであります。縦坑は、まず入り組んでおる鉱区を整理統合して、整理統合された鉱区の中の一合理的な地点に縦坑をおろす。こゝから出炭しなればならないのに、現在は入り組んだ鉱区を不合理な条件のままに縦坑をお

ろそうとしております。これでは効果は半減であります。また、大手炭鉱といつても世利会社であります。世利会社に集約し、その独占を強化しても、国民経済の上にそれが生かされて参らないのであります。また、需要の開拓につきましても、都市のガス事業の強化であるとか、石炭化学工業の振興であるとか、周期的な拡大政策を推進しなればならないのであります。この場合、油に対抗するための深刻な諸施策が強力に行われなければならないと考へるのであります。また、石炭産業が国の基幹産業として、その安定振興をはかるためには、現政府のやっておるような私企業の形態においては、この目的は達成できないと思つております。最終的には国有、国营を断行し、そのばんをはずして国の基幹産業としての経営を確立し、最も合理的な形における、国民経済の立場における強力な推進が必要であらうと思つてあります。政治の民主化、これは経済の民主化の基盤の上に確立されなければならぬと考へるのであります。この点について鳩山総理大臣の御所見を承わりたいと存するのであります。(拍手)

【国務大臣鳩山一郎君登壇】
○国務大臣(鳩山一郎君) 水井君の御質問にお答えをいたします。本法の提案が独占事業のおそれはないか、独占支配を強化するおそれはないかという御質問であります。石橋君が説明いたしました通り、基幹産業

として重要であり、経済自立を達成するために緊要と考へたからであります。決して独占を強化することは考へておりません。かつ、独占によつての弊害はあくまで排除するつもりでございます。

最後に御質問がありました。国有国营といふことを考へているかということでありまして、国有国营はもとより考へておりません。

○国務大臣(石橋謙山君登壇) 水井君の御質問にお答えをいたします。

もし、水井君が言われるように、われわれが中小炭鉱をつぶしたり、労働者を苦しめたり、そしてたまたま大手だけを助けているのなら、何もこんな心配はしない。現状のままうつつやっておけばそつたる。現状のまま中小炭鉱はおのずからつぶれ、惨たんたる状況になり、労働者も困る。でありますからこの法案を出したのであります。

縦坑を掘るのは大炭鉱と言われましたが、いかにもそつたる。それは、鉱区の關係上、大炭鉱会社の鉱区が縦坑の対象になるのであります。しかし、石炭の最後の五年目の計画によりまして、その縦坑の対象になります。山の出炭量は二千二百五十万トン、それから縦坑の対象にならない山の出炭量は二千六百五十万トン、縦坑の対象になる山の方が出炭量から言へば少い。すなわち、半分以上なのであります。だから、縦坑の対象にならない中小炭鉱でも相当いい方が残るのであります。そして縦坑にも金はむろん要ります。しかし、この中小炭鉱においては、どういふ標準で整理をするかといへば、いずれそれそれの専門家にかけてやるのであります。大体コストと中小炭鉱の炭の質を考へて整理をいたします。中小炭鉱の方は坑道が大体浅いのであります。縦坑は必要がないが、しかし、運搬設備その他の合理化はやはりいたしまして、相当の資金をめぐらさなければならぬ。お話をよく聞いて、ただ大炭鉱だけを救済して中小炭鉱をおつぶすようなことは、第一考へておりませんし、実際にそんなことはできないのであります。だから、どうぞ御了承をお願いいたします。

それから、石炭が必要が少ければだめだといふお話し、これは当りまえの話であります。先ほど神田君にお答えしたのと同じです。それにつけても炭価が上つてはだめなのであります。輸入エネルギーと競争できるだけの炭価にいたさなければならぬ、それには合理化が必要だ、こつち考へてございませぬ。今水井君自身も言われたように、五〇%の労務費でありまして、それで、先ほどの神田君の心配のように、むやみに労務費が上るから、コストが上つて困るじゃないかといふ心配が起りますので、どうか一つ、水井君その他の社会党の各位、あるいは労働組合の諸君のせひとも御協力をお願いしなければならぬと思ひます。

それから、需要増加の方法については、むろんできるだけの処置を講じなければなりません。それから、過剰石炭の処理。もしこの合理化をして石炭の生産がふえて、そして過剰石炭が現れたらどうするかということ、これは企業者の方から始終心配されてきて、これを買い上げるとかどうするとかいうことは、企業者側がしきりに心配している問題でございます。私どもは、とにかく四千二百、三百万トンの炭が処理ができて、ということに束は疑念を抱いておるのであります。もつと日本の経済が發展をいたし、お互いが、この国民の多くの者が職場が持てるようになれば、百りまでもなく四千二百、三百万トンの石炭は消化できるものと確信しておるのであります。その方策をやはり講じなければなりません。

重油規正の問題は、ある程度やるつもりでございますが、しかしながら、これだけにたよつて石炭産業の発展をはかることは不自然と考へます。それから、今総理大臣からも答へましたように、国营といふことは考へておりませんし、いわゆる国营が万能薬だとは思いません。国营をやつたら、それじゃ石炭の値段が下るか。そういふことはないと思ひます。のみならず、これはそろばんをはずしてやれといふお話しであつたよりであります。そろばんをはずしてやれば、それはやれるが、そのかわりに、非能率の企業をやつていけば、国民の生

活がある程度引き下る。さもないければ国際収支が非常な赤字になつて、クロス・エコーミーナからやれませんが、国際貿易をやつていふ経済においては、そろばんをはずした企業といふようなのはやれないのであります。これは国营であつても同じことではあります。(拍手)さういふ私は考へております。

それから、貸金ストップということ考へておりません。そんな規定もないつもりであります。貸金のストップをする。これは、ただ石炭だけがむやみに上るといふことは、私どもは要請しておりませんが、全体の物価あるいは全体の貸金水準とともに石炭労働者の賃金が上るとはむろん当然でありまして、それは何ら石炭産業の合理化に支障を来たすものではございません。ただ石炭産業だけが特別にも賃金が上るとすれば、それは石炭の合理化に非常な妨げを生ずるのであります。しかし、そつち考へて、われわれはそれを今法律でとめようとはしておりませんから、せひともその点は皆さんの御了解を得たい。

それから、職場転換の問題はむろんございまして、失業対策として、われわれは過剰労働者を処理することは非常に希望するものであります。できるだけ職場転換という形で、つまり失業者の処遇をしたいといふ点に最善の努力を尽すように、たゞいま労働省等とも協議をしていふ次第でございます。

それから、貸金ストップということ考へておりません。そんな規定もないつもりであります。貸金のストップをする。これは、ただ石炭だけがむやみに上るといふことは、私どもは要請しておりませんが、全体の物価あるいは全体の貸金水準とともに石炭労働者の賃金が上るとはむろん当然でありまして、それは何ら石炭産業の合理化に支障を来たすものではございません。ただ石炭産業だけが特別にも賃金が上るとすれば、それは石炭の合理化に非常な妨げを生ずるのであります。しかし、そつち考へて、われわれはそれを今法律でとめようとはしておりませんから、せひともその点は皆さんの御了解を得たい。

それから、貸金ストップということ考へておりません。そんな規定もないつもりであります。貸金のストップをする。これは、ただ石炭だけがむやみに上るといふことは、私どもは要請しておりませんが、全体の物価あるいは全体の貸金水準とともに石炭労働者の賃金が上るとはむろん当然でありまして、それは何ら石炭産業の合理化に支障を来たすものではございません。ただ石炭産業だけが特別にも賃金が上るとすれば、それは石炭の合理化に非常な妨げを生ずるのであります。しかし、そつち考へて、われわれはそれを今法律でとめようとはしておりませんから、せひともその点は皆さんの御了解を得たい。

それから、貸金ストップということ考へておりません。そんな規定もないつもりであります。貸金のストップをする。これは、ただ石炭だけがむやみに上るといふことは、私どもは要請しておりませんが、全体の物価あるいは全体の貸金水準とともに石炭労働者の賃金が上るとはむろん当然でありまして、それは何ら石炭産業の合理化に支障を来たすものではございません。ただ石炭産業だけが特別にも賃金が上るとすれば、それは石炭の合理化に非常な妨げを生ずるのであります。しかし、そつち考へて、われわれはそれを今法律でとめようとはしておりませんから、せひともその点は皆さんの御了解を得たい。

それから、貸金ストップということ考へておりません。そんな規定もないつもりであります。貸金のストップをする。これは、ただ石炭だけがむやみに上るといふことは、私どもは要請しておりませんが、全体の物価あるいは全体の貸金水準とともに石炭労働者の賃金が上るとはむろん当然でありまして、それは何ら石炭産業の合理化に支障を来たすものではございません。ただ石炭産業だけが特別にも賃金が上るとすれば、それは石炭の合理化に非常な妨げを生ずるのであります。しかし、そつち考へて、われわれはそれを今法律でとめようとはしておりませんから、せひともその点は皆さんの御了解を得たい。

それから、貸金ストップということ考へておりません。そんな規定もないつもりであります。貸金のストップをする。これは、ただ石炭だけがむやみに上るといふことは、私どもは要請しておりませんが、全体の物価あるいは全体の貸金水準とともに石炭労働者の賃金が上るとはむろん当然でありまして、それは何ら石炭産業の合理化に支障を来たすものではございません。ただ石炭産業だけが特別にも賃金が上るとすれば、それは石炭の合理化に非常な妨げを生ずるのであります。しかし、そつち考へて、われわれはそれを今法律でとめようとはしておりませんから、せひともその点は皆さんの御了解を得たい。

昭和三十年六月四日 衆議院会議録第二十三号 石炭産業合理化臨時措置法案の趣旨説明に対する水井君の質疑

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 石炭鉱業合理化臨時措置法案の趣旨説明に対する田中君の質問

二六四

以上、お答えをいたします。(拍手)
○國務大臣(西田陸男君登壇) お答えいたします。

ただいま労働の問題については通産大臣から答弁しましたが、この法律案の内容のごときにも労働を引き下げるといふ規定はありません。従つて、炭鉱企業の機械化、合理化、能率の向上によつて消費賃金を下げるといふのがねらいでありまして、労働の引き下げを目標にして作つた法律ではございませぬ。(拍手)

それから第二の問題につきましては、先刻田中委員の質問に対しては長過ぎるほど詳細に御説明申し上げましたから、それで御了承願います。

○副議長(杉山元治郎君) 田中利勝君。

〔田中利勝君登壇〕
○田中利勝君 私は、日本社会党を代表して、ただいま政府より提案説明された石炭鉱業合理化臨時措置法案に対して若干の質問を行い、かつ政府に対して重大なる警告をいたさうとするものであります。(拍手)

私が政府にまず伺いたい第一点は、政府の石炭コスト切り下げ対策の背景となり土台となる総合経済政策とは何かといふことであります。政府は、なるほど、総合経済計画の本年度計画として石炭と鉄鋼の合理化を行い、石炭生産は四千三百万トンにふやし、すなわち前年度よりも約百五十万トンの増

産を見込んでおるのであります。この増産を養つてける需要を政府はいかにして保証するか、少しも明らかにされておらないのであります。鳩山内閣にこの保証を裏づける政治力は全く認められないのであります。鳩山内閣の政治の方向が、経済自立ではなくして、アメリカ追従から従属への道を進んでいく限り、たとい石油関税は引き上げられても、世界石油カルテルは、日本の物価高につけ込んで、国際相場よりも割高な価格でわが国に石油を供給してくるのであります。しかも、この供給量は、昭和二十六年には重油輸入二百五十万キロワットルであったのであります。昨年度には五百五十万キロワットルに上つたのであります。そのために、国内石炭生産量は、昭和二十六年には百二十五万トン、昨年度には六百万トンに達しておるのであります。このように、米英石油資本に圧迫されて、国内石炭の生産は計通り確保できないばかりではなく、戦前は年間百万トンの日本石炭輸入力を持つていた中共の上海のごとき大消費都市に對する国内石炭の輸出はコムによつて妨害されておるのであります。このやうに、経済自立の方向とはおそろそ離れた政治力しかない鳩山内閣が、前年度に比べて本年度で百五十万トン、昭和三十一年には八百五十万トンも出炭をややして、この需要はどこで保証するのか、この需要増加のうちには中共等に対する輸出も含まれておるのか、国内需要増加はいかなる消費部門

でふやすのか、この内容を詳細に経審長官より伺いたいのであります。(拍手)

質問の第二点として、私は政府の石炭産業に対する見解をお伺いいたしましたのであります。わが国の石炭産地は、地質的に新世紀層が多いので、炭層も薄く、かつ粘結性の少いところの低品位炭が多いのであります。今や、戦時中や戦後の朝鮮動乱の当時までのように、低品位炭は出炭すればすぐ消費された時代はすでに去つておるのであります。従つて、低品位炭のみならず、国内炭全体にわたつて、坑内から消費地まで運搬してきた今日までの経営をやめまして、消費地までの運搬コストを節約して、山元で工業原料として活用する対策を、都市ガス、火力発電、石炭化学、家庭用燃料への普及等の面で積極的にはかることが肝要でないかと思ふのであります。しかるに、政府案は年次計画として何らの積極的な石炭需要増加対策を持っていないのであります。安定的な需要を確立する方策をなぜ立法化して国会へ提出しなかつたか、通産大臣にお伺いしたいのであります。また、政府の石炭の工業原料化についての政策も詳しくお伺いしたいのであります。

次に、政府の中小炭鉱に対する基本的見解をお伺いしたいのであります。今さら申すまでもなく、わが国の石炭産地の優秀部分はほとんど大手筋炭鉱に独占され、中小炭鉱は自然条件の悪い鉱区で経営されておるのであります。石炭のごとき炭業では、鉱区といふ天然に与えられた自然条件そのものが経営の内容を左右する大きな経済条件となつておるのであります。従つて、石炭業における中小企業問題も、商業や工業の場合と同じく、大企業に比べて不利な経済条件に置かれておる中小炭鉱をいかにして保護しかつ指導するかといふことが中心課題となつてなければならぬと思ふのであります。しかるに、片山内閣の石炭國管が廢止されて以来、石炭業の生産も販売も全く自由に放任されておるのであります。不況になればなるほど中小炭鉱は経済的に不利であり、このような不利な状態のままでは、大手筋と一列に並んで合理化法の適用を受けずならば、中小炭鉱はますます不利の差が深刻となり、拡大されるばかりとなるのであります。政府は合理化案の前提として中小炭鉱をいかにして生かしていくのか、この基本方針と具體的対策を明らかにされたいのであります。(拍手)

私の質問の第三点は、今回の合理化法案の内容についてであります。

第一に、政府は、この法案で合理化という文句を盛んに使用しておりますが、この手段がいかなるものであるか少しも明らかにされておりません。何ゆえに合理化のための生産方法を一切細細的に法文に明記しなかつたか、これを通産大臣にお伺いしたいのであります。(拍手)このままでは、合理化融資とは相も交らず大手筋炭鉱の縦

抗閉さく融資の優先となるだけではないかと思ふのであります。昨年中に、中小炭鉱は、開採融資を十六企業が申し込んで、融資されたものはそのうち六企業だけでありました。融資ワケの五億円のうち三億九千九百五十万円しか融資されません。この審査実情について、大蔵大臣にお伺いしたいのであります。

第二に、政府は、石炭整備事業団を業者が設立させて、非能率炭鉱の買上げを行うこととしておりますが、業者は、これに対して、トン当り十八円程度の均等割賦課金と開採利子引き下げによる負担軽減分を特別賦課金として分担することになつておるのであります。しかるに、一方では、合理化促進のために五カ年間に四百億円の資金を調達することが必要となつておるのであります。本年度の開採の石炭融資も六十億円にふえております。本年度は六十億円融資を受けることでありまして、本年度中に返済期限が来る借入金

は七十二億円であります。差引十二億円の引き上げとなるのであります。幾ら金利が二分引き下げられても、借入金の総額がふえるのでは、毎年の融資よりも返済金の方が上回ることに相なるのであります。しかも、石炭炭業は、不況のどん底にあつて、好転の見通しは今のところないのであります。このときに、一体、大手筋にせよ、中小炭鉱にせよ、トン当り十八円の負担に耐えられるかどうか。政府はいか

な

の見通しを持ってゐるか、お伺いいたしたものであります。

第三に、標準炭価の問題についてお伺いいたします。政府は一応上級の一般炭について安定帯価格をきめようとしておりますが、現在では平均してトンドリ四百円の赤字を出しておるときに、この標準価格に政府の言うごとく適正なる利潤が繰り込まれるかどうか、すこぶる疑問とするところであり、また、適正なる利潤とはトンドリ当りいかなる金額であるか、及びいかなる利率率であるか、お伺いいたしたいのであります。また、大手筋炭と中小炭とは、同一銘柄につきトンドリ一千円の価格差があるのであります。これは、中小炭の販売機構が直接大口需要に結びつきが薄いので、中間商人にマージンを搾取されているからであります。従つて、標準価格を一応設定いたしましたも、中間商人の手に握られている中小炭の価格は、必ずこの標準価格の裏をかいて価格暴落を行ふことであらうと思つております。従つて、石炭価格安定のために、また中小炭に対する中間商人の悪質な不当利得を抑制するためにも、中小炭の共同販売機構を確立する必要があると思つて、どうか。この点もお伺いいたしたいのであります。(拍手)

第四に、政府案は五年間に五万七千人の人員整理を予定してあります。これに対する雇用受け入れは全くの作文にすぎないのであります。その作文も、不安定かつ一時的な失業救済の需要が多く、国鉄新線工事や重要産業間雇用の転換のごときは、まさに餘にかいたものが横に並んでゐると言つても過言でないのであります。石炭地帯の習慣として、大手筋の失業者は中小炭に転入することがありますが、中小炭から大手筋に転入することは絶対にあつてないものであります。北九州、長崎、常陸、北海道等の炭産地帯では、ボタ山の谷間に、電気の配線も打ち切られたあつた家の座坑となつた炭産の社宅の長屋がひっそりと並んでおります。その家の中には、満足に三食もとることのできない親子が、まっ暗やみの中で、うくに畳もふとも敷かない床の上に力なく横になつておるのであります。これがまじめに増産に努めてきた石炭労働者諸君に対する政府のおそるべき贈りものであります。(拍手) 私は、このような政府の完全雇用という公約と、まさに正反對の産業政策には断じて承服できないのであります。現在炭産関係の失業者が幾らいるのであるか、これが本年度中に幾らにふえるのか、これに対する失業対策の予算措置はいかに行われておるか、労働大臣に具体的にお伺いいたしたいのであります。

私は、この政府案は大手筋保護のための首切りと中小整理の犠牲によつてなされるものと思つております。これは、政府が意図している鉄鋼、機械、硝安、造船その他の基礎産業に対して行ふ合理化の作成の第一着手であるのであります。十なわち、わが国の産業資本編成を独占資本中心に再編成するための、労働者と中小企業の出血を法律の名によつて行わんとするものであります。(拍手) 何ら根本的な産業安定対策や雇用拡大対策は用意されていないのであります。従つて、この法案は、保守勢力がわれわれ革新勢力の台頭に対して投げつけた挑戦であると思つております。

私は、最後に総理にお伺いいたしたのであります。経済自立、拡大生産の前提として、生産の合理化、集中化、価格の適正化の必要なることは、勤労国民全般は承知してゐるのであります。ただし、資本家と政府のみが一方的に取りきめて、これをわれわれに押しつけることには反対してあるのであります。(拍手) 総理は、重要産業政策に対する国民の協力態度をいかにして作り上げていく方針か、明らかにされたいのであります。今回の石炭合理化法案は、全くこの準備に欠けておると思つております。総理の所見をお伺いいたしたいのであります。

私は、ここで質問を終了するに際しまして、わが党はこの法案に絶対反対することを表明します。わが党は、石炭産業安定についての具体的な構想をあらためて政府並びに国会に提出し、政府案と対決することを、勤労国民諸君に約束するものであります。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕
○國務大臣(鳩山一郎君) たいはい、最後に、田中さんから、国民の協力を求めないで案を出したような御質問でございましたが、決してそうではないのであります。この法案を出すに当りましては、経済界及び学識経験者等の意見を徴してありまして、十分世論をくんだつもりでございます。(拍手) それで終りか、と仰る者あり、その他については私に質問はないのです。(拍手)

〔國務大臣高橋達之助君登壇〕
○國務大臣(高橋達之助君) 御質問にお答えいたします。基礎産業中の養蚕産業であるこの石炭鉱業につきましても、総合エネルギー対策の一環としてしまして、これを合理化して、そして価格を低くし、価格を安定せしめるといふ方針をとつておるわけなのでございます。その結果、需要についての計画があるか、こゝろ質問でございますが、これにつきましても、石炭がすべての産業の養蚕になつておられますから、この価格を引き下げて安定せしむることによりまして、すべての産業が、輸出産業といたしまして、価格を低下することに相なるわけなのであります。従ひまして、さしあたり、石炭の合理化ができませんまでの間は、現在多少輸入されておりますところの石油の輸入につきまして規制をいたしまして、ポイラーの重油規制という法規も提出せんといたしておるわけなのであります。そゝろいふふうには、いたしました。輸入する石油のかわりに石炭を充てるると同時に、山元におきまして、低品位炭を用ひまして、火力発電用に使ふといふこと、あるいは製塩事業を起すといふふうなことを考えますと同時に、石炭の化学工業用といふことに

つきまして十分の措置を講じたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕
○國務大臣(石橋湛山君) 需要増加の裏づけがあるか、とお尋ねについては、ただいま高橋長官からお答えがございました。その通りでありまして、これは、概格的に申せば、日本の経済全体が繁栄するといふことがすなわち裏づけになるのであります。日本の経済が衰微したならば、石炭の需要もおのずから減少するのは当然であります。われわれとしては、経済六カ年計画によつて日本経済全体の発展をはかるというところに努力すべきものと思つております。

それから、石油の規制といふものは、実は非常に不自然なことだと私は思つております。これを規制しようやく日本の石炭は助かるというふうなことで日本の石炭は助かるものじゃない。けれども、これは過渡的措置としてやむを得ないと思つて、お話を通り、もし日本の石炭がほんとうに自立する、そして日本の経済の養蚕になるといふのは、やはり炭価のコストが下らなければいけません。そのためにこの法案を出したわけでありまして、御懸念と何ら相違がないと思つて、山元にて石炭を利用することをやつたらということ、これはむろん考えておりました。できるだけのことを処理いたし、今後それに進んで参るつもりであります。

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 石炭鉱業合理化臨時措置法案の趣旨説明に対する田中君の質疑

昭和三十年六月四日 衆議院會議第二十三号 議長の報告

それから、合理化によりまして中小炭鉱が不利に陥るといふことは私はないと確信しております。それは、さつき申しましたように、これをやらなければ、中小炭鉱の中の弱いものがあるのすからつづけてしまふ。これはかえって非常なことになる。そうじゃない。われわれは強制的につぶそうとか買おうとか言っているのではないのでありまして、炭鉱主がどうしても経済上買ってもらいたいというものに対しては、買い上げてその救済をする。同時に、中小炭鉱が生きていくことは、すなわちその労働者が生きていくことでもあります。それから、さつき申しましたように、中小炭鉱は抵抗を要らないかもしれぬけれども、やはり運搬その他の設備の合理化をいたすのであります。そして、中小炭鉱にしてコストの下るものほどございませぬ。特に中小炭鉱が不利に陥るといふことは絶対にございませぬ。

それから、中間取扱業者の問題は、確かにさういふ弊害も石炭には特にあるように存じますから、これは十分に注意して、できるだけ中間取扱業者が不当なことをいたさないようにいたしたいと存じます。

それから、炭鉱労働者が非常な悲惨な状態にあるというお話、これもわれわれ重々存じておりまして、そのために暫定的な措置をとるようにならうと努力いたしておりますが、しかし、それにつけても、やはり中小炭鉱その他をあわせて日本の炭鉱業全体を生かす工夫をすることが、やがて今の悲惨な状態を改める方法だと私は信じております。

国民の協力態勢については、先ほど総理からお答えがありました。これは、国民の御審議を受けるといふことも国民の御協力を願うことなんでしょうから、決してわれわれは勝手にやっておりますわけじゃございません。

それから、日本社会党は絶対これに御反対だといふことは、実は私は意外であります。反対される理由はないと思ひます。いづれこのことは委員会等において御了解があることと存じます。が、絶対反対といふことは、私は実に意外なものであります。これだけ申し上げておきます。

〔國務大臣 英田尚登君登壇〕
○國務大臣(萬田尚登君) 中小炭鉱に対する融資の問題であります。中小炭鉱と地元銀行との関係は非常に密接な関係にあります。今日、地元銀行の中小炭鉱に対する融資は、銀行に對してはむしろ重圧になるくらいに出してあるものであります。政府機関といたしましては、昨年度、中小企業金融公庫から約十億程度出ております。もう一つ、開発銀行から三十億くらい出るとはありますが、これは、はなはだ申しわけないですが、若干審査に手間を取つておるようでありまして、それで実際に

金が出るのがおくれしております。今奮勵をして早く出すようにいたしておる。これが今日の中小炭鉱に対する金融の状況であります。(拍手)

〔國務大臣 西田隆男君登壇〕
○國務大臣(西田隆男君) お答えいたします。失業者の吸収に対する方策はペーパー・プランじゃないかというおしかりでございますが、決してペーパー・プランではございません。実行するつもりで計画を立てております。さより御承知を願います。詳細につきましては神田議員に御説明申し上げた通りであります。(拍手)

○副議長(杉山光治郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○長谷川四郎君 民法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び健康保険法の一部を改正する法律案の趣旨説明は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長(杉山光治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(杉山光治郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時八分散会

大蔵大臣	一萬田尚登君
文部大臣	松村 謙三君
厚生大臣	川崎 秀二君
農林大臣	河野 一郎君
通商産業大臣	石橋 漢山君
運輸大臣	三木 武夫君
建設大臣	西田 隆男君
國務大臣	竹山祐太郎君
國務大臣	大久保留次郎君
國務大臣	川島正次郎君
國務大臣	高橋達之助君
出府政府委員	
総理府恩給局長	三橋 則雄君
大蔵省主計局長	原 純夫君
大蔵省銀行局長	河野 通一君
文部省大学 學術局長	稲田 清助君
厚生省引揚 援護局長	田辺 繁雄君
農林大臣官房長	安田善一郎君
農林省農地局長	渡部 伍良君
通商産業大 臣官房長	岩武 昭彦君
通商産業省 通商局長	斎藤 正年君
運輸省鉄道 監督局長	植田 純一君
労働省労務局長	中西 実君
労働省職業 安定局長	江下 孝君

朗読を省略した報告
一、去る五月三十一日、内閣総理大臣から、日本放送協会経営委員会委員に遠藤後一君、佐々木長治君及び三輪常次郎君を任命したので放送法

第十六条第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。
二、去る二日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
運輸省自動車 岡本 悟
同業務部長

一、昨三日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
郵政省郵務局長 松井 一郎

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、昨三日議長において承認した松井一郎を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨三日内閣を經由して土地調整委員会委員長我妻栄君から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づき、昭和二十九年度土地調整委員会年次報告書を受領した。

昭和三十年六月四日 衆議院會議録第二十三号 議長の報告

二六八

一、昨三日参議院から受領した内閣提出法案は次の通りである。

船舶積載測定法の一部を改正する法律案

一、昨三日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券投資信託法の一部を改正する法律案

一、昨三日委員会に付託された議案は次の通りである。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

内閣委員会 付託

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

外務委員会 付託

鐵道法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第八号)

農林水産委員会 付託

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

商工委員会 付託

船舶積載測定法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)

運輸委員会 付託

一、昨三日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(予)

地方行政委員会 付託

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(予)

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)(予)

以上三件 大蔵委員会 付託

一、昨三日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めめるの件

関税及び貿易に関する一般協定のあり締約国と日本との通商関係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書への署名について承認を求めめるの件

一、昨三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員勝岡田清一君提出駐留軍の施設、用地に接収された地域の農業再建整備対策に関する質問に対する答弁書

駐留軍の施設、用地に接収された地域の農業再建整備対策に関する質問主意書

昭和三十年五月二十六日 提出者 勝岡田清一

衆議院議長益谷秀次殿

駐留軍の施設、用地に接収された地域の農業再建整備対策に関する質問主意書

一 駐留軍の各種軍事施設の敷地として農耕地、用材林、薪炭材林、牧草地等の大半を喪失した農家は、主収入並びに副収入の大幅な減少によつて関係農家の経済の窮乏は明状しがたいものがあるが、これが補償措置としては、駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱によつて一応の解決策となされてゐる。しかしながら、かかる補償制度はたえず被害のあと始末であり、また、一時的な生活のつなぎ資金であつて、眞の生活保障とは考えられない。

ここに於いて水久使用となつてゐる接収地域に対しては、とくに従来の補償制度を改めて積極的な再建整備の対策として

- 1 地下水源の開発等による水田の造成並びに畑地かんがい事業の推進
- 2 土地改良事業の促進
- 3 各種農業振興土木事業の推進
- 4 代替農地の確保
- 5 農業経営の改善施設

等の現物補償制度を樹立して残土地の生産性の高揚と再生産体制を確立せしめることによつて自動的に補償がなされ、もつて関係農家の生活安定を期することが眞の保障であると思ふ。従つて、これについては永久使用の被接収地域の農業再建整備に必要な総合的特別法の制定を早急に具体化すべきであると思ふが、いかに。

二 東富士演習場地域農民は、接収地域内の森林地帯及び牧野地帯が毀滅するに及んで、車馬・戦車演習のため無惨な状態になつており、かつ、今後これら被害が加速度的に累積せられて行くことは必至であるが、昭和二十七年講和条約発効後より今日まで三箇年余り個人あるいは市町村の貴重な立木の損害については補償が、ごく一部を除いて未解決のままとなつてゐる。すでに被害を手えたかかると損害に対しては現行の中間補償措置を改め、すみやかに損害補償のできる有効適切な方法をとる必要があると思ふが、具体的にその所信を伺いたい。

右質問する。

昭和三十年六月二日 内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員勝岡田清一君提出駐留軍の施設、用地に接収された地域の農業再建整備対策に関する質問に対する答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員勝岡田清一君提出駐留軍の施設、用地に接収された地域の農業再建整備対策に関する質問に対する答弁書

一 駐留軍の施設用地に接収された場合だけではなく電源開発その他公共の利益となる事業の実施により、生活の基礎を失つたものについては、その生活を安定させるための対策が必要であると思ふので、これを特別法の制定によつて行ふか否かについて目下検討中である。

二 駐留軍施設区域内における農機具等による立木等の被害については、被害の実情を調査の上、適時中間的に補償する措置をとつてゐるが、被害の実情調査は年々困難となるので別途の補償措置を検討中である。しかしながら目下のところは、中間補償に代る適切な対策もないので、従来の方針で進む所存である。

右答弁する。

定価 一部 十五円

発行所 東京府新町区新町一五 大蔵省印刷局

電話九段四三二一

昭和三十年六月三日郵便物認可